

平成26年度

市税のしおり



いわき市

も く じ

第 1 章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？	2
②市の収入 1 万円の使いみち	3
③いわき市の税体系	4
④税制改正等による変更点	5

第 2 章 市税のあらまし

①市民税	6
（１）個人市県民税	6
（２）法人市民税	2 2
②固定資産税	2 4
③軽自動車税	3 4
④市たばこ税	3 8
⑤鉱産税	3 8
⑥特別土地保有税	3 9
⑦入湯税	3 9
⑧都市計画税	3 9
⑨事業所税	4 0
⑩国民健康保険税	4 1

第 3 章 市税の納付

①市税の納め方	4 5
②納期	4 8
③納税の猶予と減免	4 9
④自主納税と滞納処分	4 9
⑤異議申立て	5 0

第 4 章 市税の窓口

①市税のお問い合わせ	5 5
②証明および閲覧	5 6
③その他窓口のご案内	5 7

第 5 章 国税・県税

①国税の種類	5 8
②県税の種類	5 9

Q & A

Q. 退職したときの市県民税は？.....	18
Q. 市外へ転出した場合の市県民税は？.....	18
Q. 転入した場合の市県民税の所得証明・課税証明は？.....	18
Q. 妻のパート収入と税金との関係は？.....	19
Q. 亡くなった方の平成 26 年度の市県民税は？.....	19
Q. 所得がなくても申告は必要なの？.....	20
Q. 公的年金を受けるようになったのですが？.....	21
Q. 家を新築した場合の固定資産税は？.....	32
Q. 同じ宅地でも税額は違うの？.....	32
Q. 固定資産税が急に高くなったのですが？.....	33
Q. 売買した土地・家屋の固定資産税は？...33	
Q. 家屋の評価が年々下がらないのはなぜ？.....	34
Q. 廃車をしても税金はかかるの？.....	36
Q. 転出する場合の原動機付自転車の手続きは？.....	36
Q. バイクを譲り受けたときの手続きは？...37	
Q. バイクが盗難にあったときは？.....	37
Q. 国保の課税の計算は？.....	44
Q. 納税組合に入っているのに納付書が届いたのですが？.....	51
Q. 納税組合で納めていたのに、家を相続したら納付書が届いたのですが？.....	51
Q. 納税組合加入は電話で連絡すればいいの？.....	52
Q. 口座振替の開始時期はいつからになりますか？.....	53
Q. 口座振替の金融機関を変更したいのですが？.....	53
Q. 誤って二重に納めてしまったのですが？.....	54

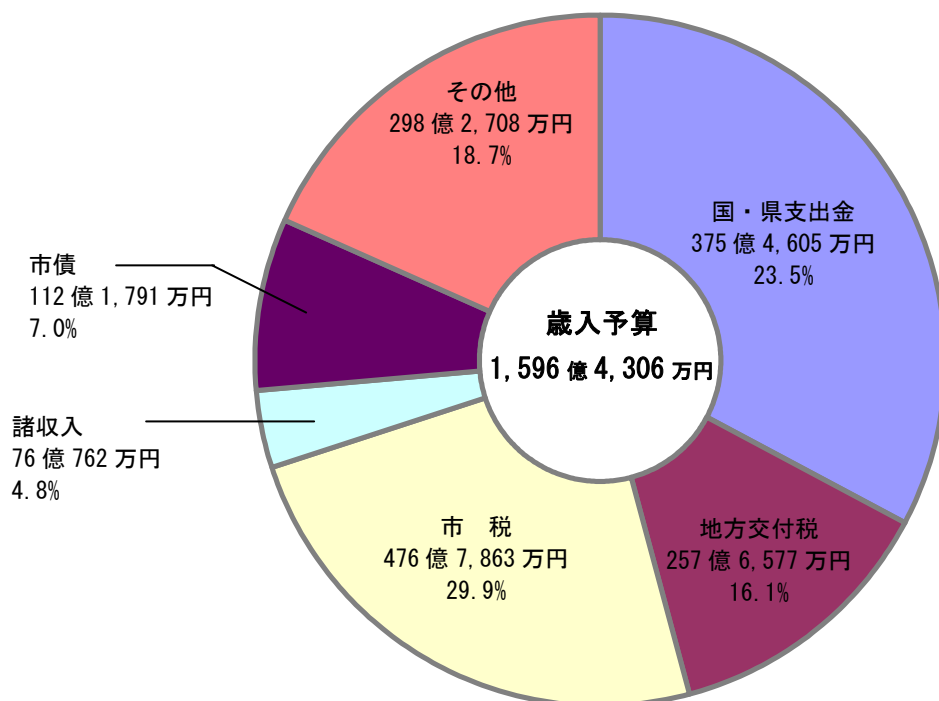
第1章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？

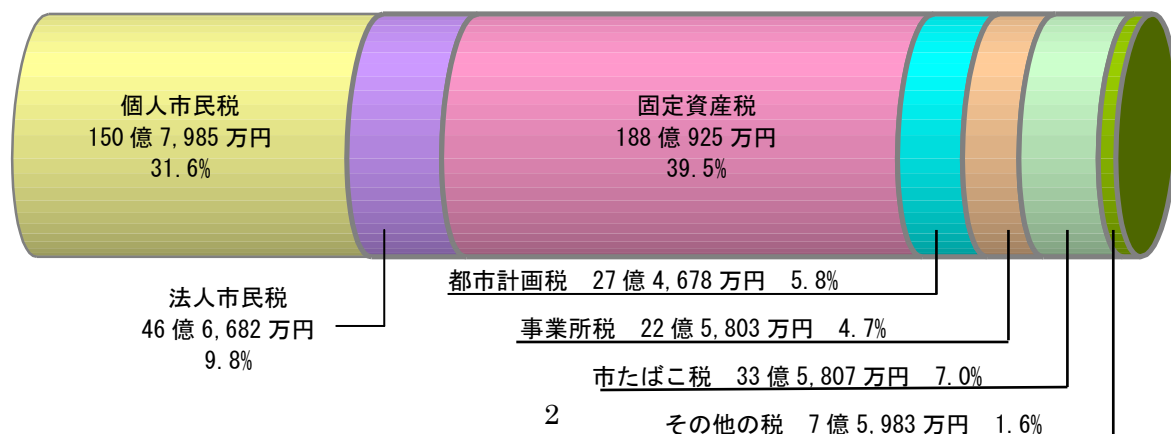
市の収入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県から市の仕事に対して支出される国・県支出金、国税の一部から全国の市町村に配分される地方交付税などの依存財源からなっています。

いわき市の平成26年度の当初歳入予算は1,596億4,306万円で、そのうち市税は476億7,863万円と収入全体の29.9%を占め、重要な財源となっています。

◆いわき市の収入

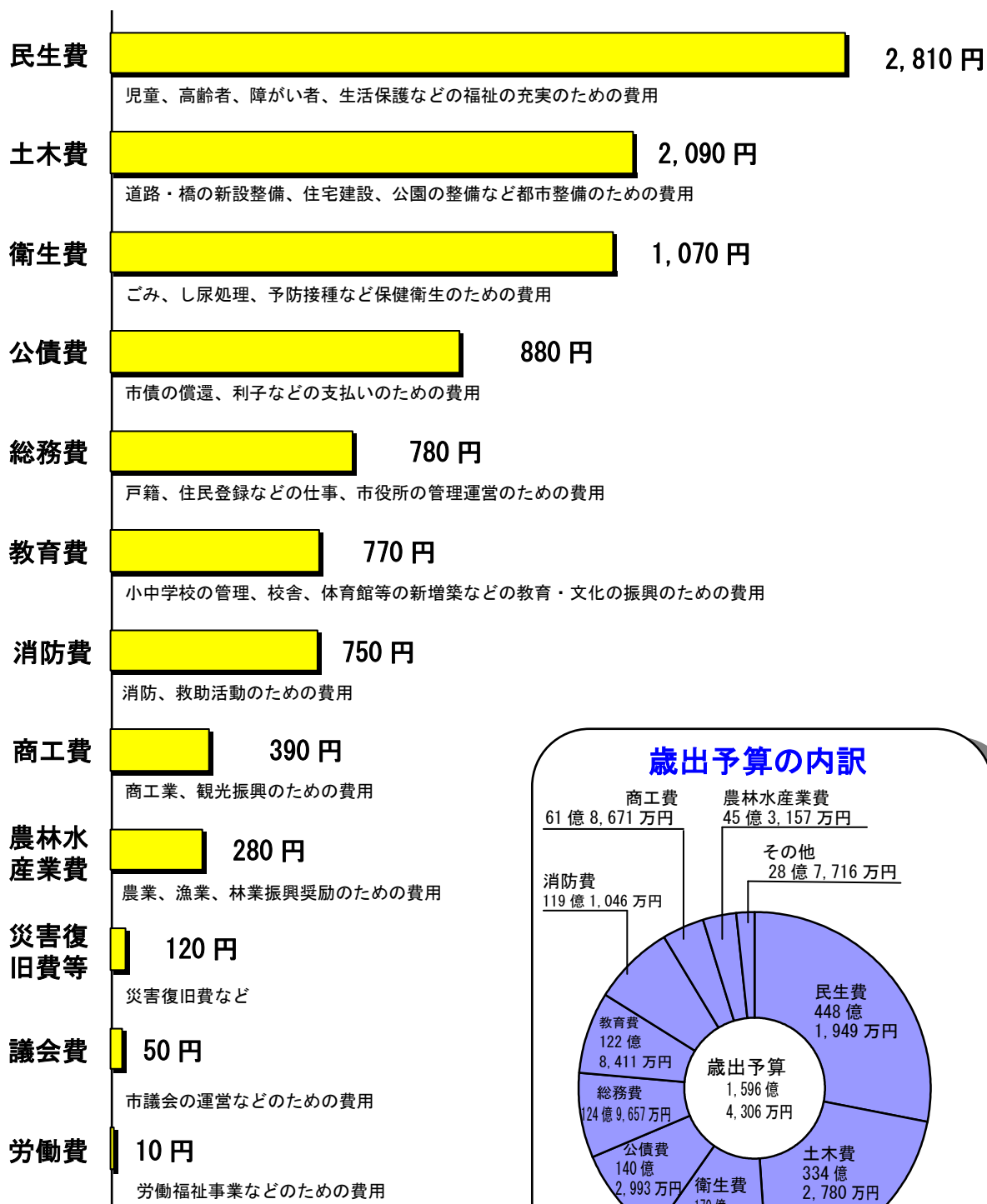


◆市税収入の内訳



②市の収入 1 万円の使いみち

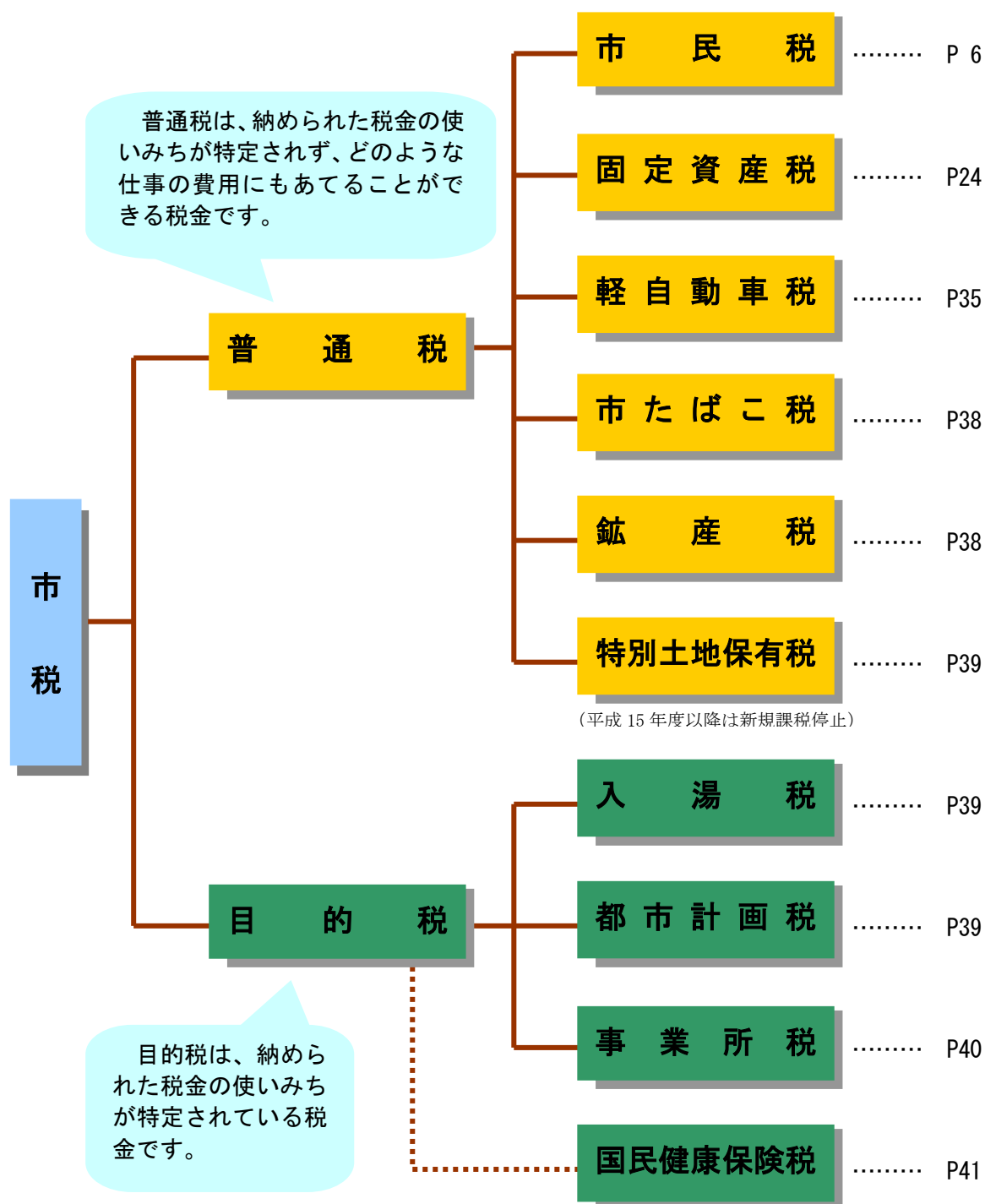
市民の皆さんに納めていただいた市税がどのように活用されているか、市の収入の総額を 1 万円に換算して表しました。



③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



④税制改正等による変更点

税制改正等による変更点は次のとおりです。

～ 平成 26 年度から適用された主なもの～

●個人市民税

・均等割額の引上げについて

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され、市県民税の均等割額が平成 26 年度から 10 年間、市民税の均等割額に 500 円が加算され、年額 3,500 円となりました。

なお、県民税についても同様に 500 円が加算され、年額 2,500 円となりました。

・給与所得控除額の上限設定について

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限が設けられました。

●法人市民税

・法人市民税の法人税割税率引下げについて

平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられました。

詳しくは 23 ページをご覧ください。

●国民健康保険税

・資産割額の廃止について

土地・家屋の固定資産税額に応じて課税される資産割額が廃止となりました。

～ 平成 27 年度以降から適用される主なもの～

●個人市民税

・住宅ローン控除の期間延長及び額拡充について（控除の適用は平成 27 年度から）

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成 26 年から平成 29 年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居住年	平成 26 年 1 月～3 月	平成 26 年 4 月 ～平成 29 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 %（最高 9.75 万円）	所得税の課税総所得金額等の 7 %（最高 13.65 万円）

●軽自動車税

・軽自動車税の税率引上げについて

軽自動車税の税率が引上げられます。また、新規検査を受けてから 13 年を超える車両に重課税が創設されます。

詳しくは 34、35 ページをご覧ください。

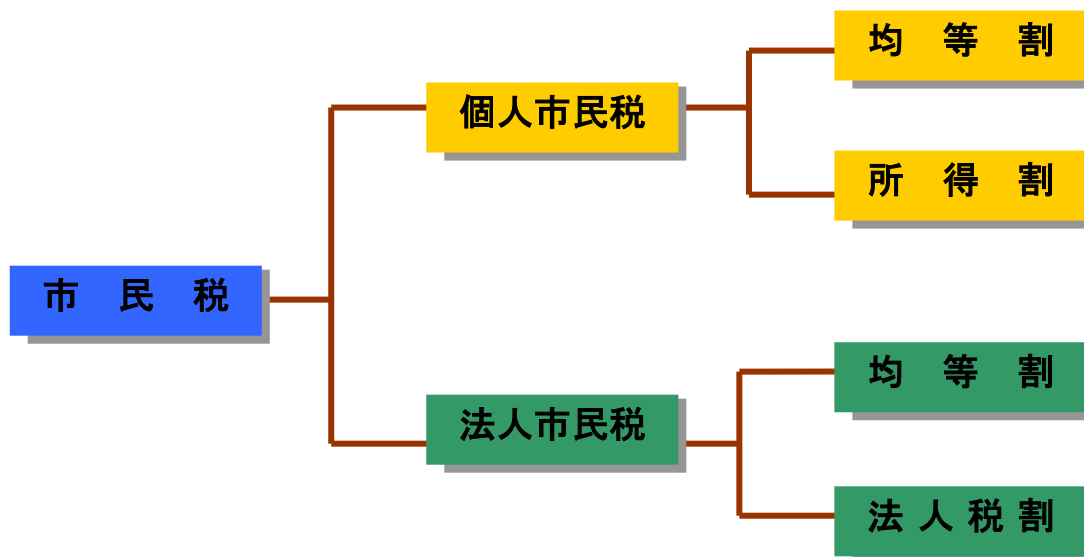
第2章 市税のあらまし

①市 民 税

市民税は、日常生活に結びついたさまざまな行政サービスに必要な費用を、できるだけ多くの市民の皆さんが分担し合うという、地方税の性格をよく表している税金です。

市民税には、個人にかかる個人市民税と、会社等の法人にかかる法人市民税とがあり、これらの市民税には、均等に負担する均等割と所得に応じて負担する所得割（法人の場合は法人税割）があります。

また、個人県民税については納税者や課税のしかたが個人市民税と同じなので、市県民税としてあわせて納めていただき、個人県民税分はいわき市から福島県に払い込んでいます。



（１）個人市県民税

◆個人市県民税を納める人（納税義務者）

個人市県民税を納める人は、次の①又は②に該当する人です	納める税割	
	均等割	所得割
①その年の１月１日現在、市内に住所がある個人	○	○
②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有するが住所はない個人	○	

※いわき市に住所を有するかどうか、又は事務所などを有するかどうかは、その年の１月１日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で決められます。

◆個人市県民税がかからない人（非課税）

対 象 者	課税されない税割
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 - 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人	均等割・所得割
前年の合計所得金額が、次の算式で求められた金額以下の人 $28\text{万円} \times \{1\text{（本人分）} + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の数}\} + 16\text{万}8\text{千円}$ ※控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合28万円	均等割
前年の総所得金額等が、次の算式で求められた金額以下の人 $35\text{万円} \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の数}) + 32\text{万円}$ ※控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合35万円	所得割

◆税額の計算

個人市県民税は次の手順により算出されます。

①所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額} \quad \dots\dots\dots \text{P8}$$

②課税標準額の計算

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \quad \dots\dots\dots \text{P10}$$

③所得割額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{算出所得割額} \quad \dots\dots\dots \text{P12}$$

$$\text{算出所得割額} - \text{調整控除額} - \text{税額控除等} - \text{配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額} = \text{所得割額}$$

④均等割と個人市県民税の計算

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{個人市県民税額} \quad \dots\dots\dots \text{P13}$$

※土地、建物などの資産および株式等の有価証券の譲渡所得、配当所得（分離課税を選択した場合）、退職所得、山林所得については、他の所得と分離して各々の計算方法により税額が算出されます。（分離課税）

①所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

●所得の種類とその概要

所得の種類			所得の内容	所得金額の計算方法
総合所得	利子所得		公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
	配当所得		株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	不動産所得		地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	事業所得	営業	営業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
		農業	農業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
	給与所得		給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額 P.9 参照
	雑所得	年金、恩給など（公的年金等）		収入金額－公的年金等控除額 P.9 参照
		他の所得にあてはまらない所得		収入金額－必要経費
	一時所得		生命保険・損害保険契約の満期返戻金など	$(収入金額－必要経費－特別控除額) \times 1 / 2$
譲渡所得	短期	分離譲渡以外の資産の譲渡（5 年以内の譲渡）	収入金額－必要経費－特別控除額	
	長期	分離譲渡以外の資産の譲渡（5 年超保有の譲渡）	$(収入金額－必要経費－特別控除額) \times 1 / 2$	
分離課税所得	譲渡所得	短期	土地などの資産の譲渡（5 年以内の譲渡）	収入金額－必要経費－特別控除額
		長期	土地などの資産の譲渡（5 年超保有の譲渡）	
	株式等の譲渡所得		株式等有価証券の譲渡	申告分離課税 P.15 参照
	上場株式等の配当所得		株式や出資金の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	先物取引		先物取引に係る雑所得等	収入金額－必要経費
	退職所得		退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1 / 2$
	山林所得		山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額

※個人市県民税は、前年中の所得を基準として計算されます。ただし、退職所得については、退職金支払時にその支給額に応じて税額を計算し、退職金より差し引きます。

●非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区分され、個人市県民税の対象になりません。

代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は一定の限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 障害者等の少額預金及び少額公債（各々元本 350 万円以下）の利子
- ・ 児童手当、児童扶養手当

●給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
650,999 円まで		0 円	円 1,628,000	円 1,799,999	「 $A \times 4 \times 60\%$ 」で求めた金額	(Aの算出方法) 給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。
円 651,000	円 1,618,999	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	1,800,000	3,599,999	「 $A \times 4 \times 70\% - 180,000$ 円」で求めた金額	
1,619,000	1,619,999	969,000 円	3,600,000	6,599,999	「 $A \times 4 \times 80\% - 540,000$ 円」で求めた金額	
1,620,000	1,621,999	970,000 円	6,600,000	9,999,999	「収入金額 $\times 90\% - 1,200,000$ 円」で求めた金額	
1,622,000	1,623,999	972,000 円	10,000,000	14,999,999	「収入金額 $\times 95\% - 1,700,000$ 円」で求めた金額	
1,624,000	1,627,999	974,000 円	15,000,000 以上		「収入金額 $- 2,450,000$ 円」で求めた金額	

●公的年金等の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金控除額を差し引いたものが、所得として取り扱われます。公的年金等の所得の金額は公的年金の収入金額に応じて次のように計算されます。

受給者の年齢	収入金額	所得金額
65歳以上	～ 3,299,999 円	収入金額 — 1,200,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 $\times 75\%$ — 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 $\times 85\%$ — 785,000 円
	7,700,000 円 ～	収入金額 $\times 95\%$ — 1,555,000 円
65歳未満	～ 1,299,999 円	収入金額 — 700,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 $\times 75\%$ — 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 $\times 85\%$ — 785,000 円
	7,700,000 円 ～	収入金額 $\times 95\%$ — 1,555,000 円

※65歳以上であるかどうかは、前年の12月31日現在の年齢で判定します。

②課税標準額の計算

所得金額

－

所得控除額

=

課税標準額

課税標準額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。所得控除の種類と概要は次のとおりです。

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額
雑 損 控 除	前年中に災害・盗難・横領などにより資産に損害をうけた場合	次のいずれか多い方の額 ①損害の金額－保険金等により補てんされる金額 －（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	本人や生計を一にする親族のため前年中に多額の医療費を支払った場合	（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額） －（総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額）（限度額200万円）
社会保険料控除	前年中に健康保険・雇用保険・介護保険・国民年金・厚生年金などの保険料を支払った場合	支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払った保険料の全額
生命保険料控除	①旧生命保険料または旧個人年金保険料（平成23年12月31日以前契約締結）を支払った場合	
	支払った保険料の金額	控除額
	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円以下	保険料×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円以下	保険料×1/4+17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円
	②新生命保険料または新個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（平成24年1月1日以降契約）	
	支払った保険料の金額	控除額
	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
	56,000円を超える場合	28,000円
	③同種類の旧契約・新契約の両方の支払がある場合、①と②の計算式の合計額（上限28,000円）	
	④生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、全ての支払がある場合、適用限度額70,000円	
	※ 保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額	
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	
	加入している保険	支払った保険料の金額
	①地震保険料	50,000円以下
		50,000円を超える場合
	②旧長期損害保険料 （平成18年12月31日までに契約したもの）	5,000円以下
		5,001円～15,000円
		15,000円を超える場合
	③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合	①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額 （最高限度額25,000円） ※1つの契約が、①、②のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみ該当するものとして計算する。
	※ 保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額	
障 害 者 控 除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族に障害がある場合	
	特別障害（身障手帳1～2級、療育手帳A級など）	300,000円（同居の場合はさらに230,000円を加算）
	普通障害（身障手帳3～6級、療育手帳B級など）	260,000円

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額																				
寡 婦（ 夫 ） 控 除	本人が、次に該当する人																					
	①寡婦 ・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有する人 ・夫と死別後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	260,000 円																				
	・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する人	300,000 円																				
	②寡夫 ・妻と死別又は離婚後婚姻していない人で、総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	260,000 円																				
勤 労 学 生 控 除	給与所得者のうち、本人が学生・生徒等であり、合計所得金額が 65 万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が 10 万円以下の場合	260,000 円																				
配 偶 者 控 除	本人が控除対象配偶者（生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が 38 万円以下の人）を有する場合																					
	控除対象配偶者が 70 歳未満	330,000 円																				
	控除対象配偶者が 70 歳以上	380,000 円																				
配 偶 者 特 別 控 除	合計所得金額が 1,000 万円以下の納税義務者が、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する場合	控除対象配偶者以外の配偶者の場合 (単位：円) <table><thead><tr><th>配偶者の合計所得</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>380,001 ～ 449,999</td><td>330,000</td></tr><tr><td>450,000 ～ 499,999</td><td>310,000</td></tr><tr><td>500,000 ～ 549,999</td><td>260,000</td></tr><tr><td>550,000 ～ 599,999</td><td>210,000</td></tr><tr><td>600,000 ～ 649,999</td><td>160,000</td></tr><tr><td>650,000 ～ 699,999</td><td>110,000</td></tr><tr><td>700,000 ～ 749,999</td><td>60,000</td></tr><tr><td>750,000 ～ 759,999</td><td>30,000</td></tr><tr><td>760,000 ～</td><td>0</td></tr></tbody></table>	配偶者の合計所得	控除額	380,001 ～ 449,999	330,000	450,000 ～ 499,999	310,000	500,000 ～ 549,999	260,000	550,000 ～ 599,999	210,000	600,000 ～ 649,999	160,000	650,000 ～ 699,999	110,000	700,000 ～ 749,999	60,000	750,000 ～ 759,999	30,000	760,000 ～	0
		配偶者の合計所得	控除額																			
		380,001 ～ 449,999	330,000																			
		450,000 ～ 499,999	310,000																			
		500,000 ～ 549,999	260,000																			
		550,000 ～ 599,999	210,000																			
		600,000 ～ 649,999	160,000																			
		650,000 ～ 699,999	110,000																			
		700,000 ～ 749,999	60,000																			
		750,000 ～ 759,999	30,000																			
760,000 ～	0																					
扶 養 控 除	本人が扶養親族（生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が 38 万円以下の人）を有する場合																					
	①特定扶養（年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族）	450,000 円																				
	②老人扶養（年齢 70 歳以上の扶養親族）	380,000 円																				
	③同居老親等扶養親族（②のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属）	450,000 円																				
	④一般扶養(年齢 16 歳以上 19 歳未満又は、年齢 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族)	330,000 円																				
	※16 歳未満の子にかかる扶養控除等は廃止となりました																					
基 礎 控 除	すべての納税義務者	330,000 円																				

③所得割額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{算出所得割額}$$

$$\text{算出所得割額} - \text{調整控除額} - \text{税額控除等} - \text{配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額} = \text{所得割額}$$

●所得割の税率

課税標準額	市 民 税	県 民 税
一律	6 %	4 %

●税額控除

○調整控除

調整控除とは、税源移譲による所得税と個人市県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人市県民税算出所得割額から次の額を減額するものです。

課税所得金額	減 額 措 置	
200 万円以下	A 人的控除額の差の合計額	A と B のいずれかの小さい額の 5% を算出所得割額から減額します。
	B 個人市県民税の課税所得金額	
200 万円超	{人的控除額の差の合計額－（個人市県民税の課税所得金額－200 万円）} × 5% を算出所得割額から減額します。 ※ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円を算出所得割額から減額します。	

○配当控除

配当控除とは、株式の配当所得がある場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

課 税 所 得 金 額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投資信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○外国税額控除

所得割のかかる納税義務者が外国で得た所得について、その国の所得税等を課された時は、一定の方法により算出所得割額から外国税額が差し引かれます。

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローン控除とは、平成 11 年から平成 18 年までに入居された方を対象とした税源移譲に伴う住宅ローン控除に加え、新たに平成 21 年から平成 29 年までに入居された方で、所得税から住宅ローン控除が控除しきれなかった方が対象となります。

控除額は、次のアとイのいずれか小さい額又はアとウのいずれか小さい額となります。

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。

イ 所得税の課税総所得金額等の額の 5%（上限 97,500 円、平成 26 年 3 月までに入居）。

ウ 所得税の課税総所得金額等の額の 7%（上限 136,500 円、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までに入居）。

○寄附金税額控除

寄附金税額控除とは、地方公共団体、住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部、条例により指定された団体へ寄附した場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

	地方公共団体以外への寄附金	地方公共団体への寄附金 (ふるさと納税)
対象寄附金	・県内に事務所を有する社会福祉法に規定された共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金 ・本市が地域における住民福祉の増進に寄与するものとして条例により指定した寄附金	都道府県または市町村
控除方式	税額控除方式	
控除率	① 基本控除：[寄附金額(※1)－2,000円]×10%（市民税6%、県民税4%） ② 特例控除(※2)：[寄附金額(※1)(ふるさと納税分)－2,000円]×[90%－0～40%(所得税の限界税率×1.021(※3))](市民税3/5、県民税2/5) ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 ②の控除の限度額については、個人市県民税所得割額の1割。 ※3 ×1.021については平成26～50年度までの措置。	
	①のみ適用	①+②の適用
適用下限額	2,000円	

④均等割と個人市県民税の計算

所得割額 + 均等割額 = 個人市県民税額

●均等割額

市 民 税	3,500円
県 民 税	2,500円

*平成26年度から平成35年度までの10年間、震災からの復興財源を確保するため、年額500円がそれぞれ加算されています。

◆課税の特例

■退職所得

退職所得にかかる市県民税は、他の所得と分離して課税し、給与支払者が退職金から差し引いてその年の1月1日に居住する市町村に納めます。

計算方法は、次のとおりです。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$$

*勤続年数が5年以内の法人役員（公務員を含む）については、計算過程で2分の1にしません。

・退職所得控除額

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20 年以下	40 万円×勤続年数（最低 80 万円）
20 年を超えるとき	800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

※ 退職手当等の支払を受ける者が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記退職所得控除の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

■土地建物の譲渡所得

譲渡所得とは、個人が土地や建物を譲渡して得た所得のことをいい、所有期間により長期と短期に分かれます。

●長期譲渡所得……譲渡した年の 1 月 1 日において、所有期間が 5 年を超える土地又は建物を譲渡した場合

課 税 長 期 譲 渡 所 得	計 算 式
一般長期譲渡所得	課税長期譲渡所得金額×（市民税 3%、県民税 2%）
軽課所得分（居住用財産等）の長期譲渡所得 6,000 万円以下の部分	課税長期譲渡所得金額×（市民税 2.4%、県民税 1.6%）
6,000 万円超の部分	課税長期譲渡所得金額×（市民税 3%、県民税 2%）

※課税長期譲渡所得金額＝収入金額－資産の取得費－譲渡の費用－特別控除額

●短期譲渡所得……譲渡した年の 1 月 1 日において、所有期間が 5 年以下の土地又は建物を譲渡した場合、次の算式により課税されます。

課税短期譲渡所得金額×

一般所得分の短期譲渡所得の場合	市民税 5.4%、県民税 3.6%
軽減所得分（収用等）の短期譲渡所得の場合	市民税 3%、県民税 2%

・特別控除額

特 例 が 受 け ら れ る 譲 渡	特別控除額
①収用などにより資産を譲渡した場合（措法 33 の 4）	5,000 万円
②居住用財産を譲渡した場合（措法 35）	3,000 万円
③特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合（措法 34）	2,000 万円
④特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（措法 34 の 2）	1,500 万円
⑤農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合（措法 34 の 3）	800 万円

■株式等に係る譲渡所得

株式等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

※株式等に係る譲渡所得等の金額＝総収入金額（譲渡価格）－必要経費（取得費＋委託手数料）

$$\boxed{\text{株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額}} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 5\% \end{matrix} \text{ (市民税 3\%、県民税 2\%)}$$

■上場株式等の配当所得

分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{上 場 株 式 等 の 配 当 所 得}} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 5\% \end{matrix} \text{ (市民税 3\%、県民税 2\%)}$$

■先物取引に係る雑所得等

平成 13 年 4 月 1 日以後において、先物取引をし、かつ、差金等決済をした場合には、その先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{先 物 取 引 に よ る 所 得}} \times \text{(市民税 3\%、県民税 2\%)}$$

■山林所得

山林所得とは山林の伐採による所得（山林を伐採して譲渡したことによって生じる所得）又は山林の譲渡による所得（山林を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生ずる所得）のことをいいます。

ただし、山林をその取得の日以後 5 年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、事業所得又は雑所得となります。

計算方法は次のとおりです。

※課税山林所得＝収入金額－必要経費－特別控除額

$$\boxed{\text{課 税 山 林 所 得}} \times 10\% \text{ (市民税 6\%、県民税 4\%)}$$

◆申告と納付

■申告

市では、申告などにより課税資料を提供していただき、それをもとに市民税の計算をします。

種 類	提 出 先	期 限	申 告 義 務 な ど
市 県 民 税 の 申 告 書	市役所市民税課	3 月 1 5 日	確定申告をした方、給与所得のみで勤め先から給与支払報告書が提出された方は、申告不要です。
所得税の確定申告書	税 務 署	3 月 1 5 日	確定申告書の写しが、市に届きます。
給 与 支 払 報 告 書	市役所市民税課	1 月 3 1 日	給与の支払者が提出します。

■納 付

納税の方法には、各個人が6月、8月、10月、翌年1月の4回の納付に納める方法（普通徴収）と、給与支払者が6月から翌年5月まで12回に分けて毎月納税者の給与から差し引いて納める方法（特別徴収）とがあります。

また、平成21年10月から、65歳以上の公的年金を受給している方は、「公的年金等の所得に係る市県民税額」が公的年金からの特別徴収（引き落とし）の対象となりました。

公的年金からの特別徴収（引き落とし）の方法

※公的年金等に係る所得のみの場合

○ 65歳到達時等により初めて特別徴収（引き落とし）される年度

〔6月・8月〕

公的年金等の所得に係る市県民税額の半分を、2回に分けて普通徴収（自分で納付）で納めていただきます。

〔10月・12月・翌年2月〕

公的年金等の所得に係る市県民税額の残り半分を、3回に分けて年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。

○ 特別徴収（引き落とし）されて2年目以降の年度

〔4月・6月・8月〕

前年度2月の特別徴収額と同額を年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。（仮徴収）

〔10月・12月・翌年2月〕

確定した当該年度の公的年金等の所得に係る市県民税額から、4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた残りの額を、3回に分けて年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。

市県民税の計算例

事 例	Aさん（会社員）の場合	
	家族構成……妻（43歳）：専業主婦	
	子供2人（20歳・17歳）	
	・ Aさんの給与収入	----- 4,780,000円
	・ 支払った社会保険料	----- 500,000円
	・ 支払った新個人年金保険料	----- 120,000円
	・ 支払った地震保険料	----- 30,000円
	・ 給与所得	----- 3,284,000円
	・ 支払った新生命保険料	----- 120,000円
	・ 支払った介護医療保険料	----- 120,000円

給与所得金額	4,780,000 × 80% - 540,000 = 3,284,000（千円未満の端数切り捨て） 給与所得金額の詳細については9ページをご覧ください。	3,284,000 ①
所得控除	社会保険料 500,000 生命保険料 70,000（限度額） 地震保険料 15,000 配偶者控除 330,000 扶養控除 330,000（17歳） 特定扶養控除 450,000（20歳） 基礎控除 330,000	2,025,000 ②
課税所得金額	① - ②（千円未満切り捨て）	1,259,000 ③
所得割	市民税（③） × 6% 県民税（③） × 4%	75,540 ④ 50,360 ⑤
調整控除	市民税 9,900円 県民税 6,600円 ※調整控除額の詳細については、12ページをご覧ください。	9,900 ⑥ 6,600 ⑦
均等割	市民税 県民税	3,500 ⑧ 2,500 ⑨

Aさんの平成26年度の市・県民税の額は

市民税：75,540（④） - 9,900（⑥） + 3,500（⑧） = 69,100（百円未満切り捨て）

県民税：50,360（⑤） - 6,600（⑦） + 2,500（⑨） = 46,200（百円未満切り捨て）

計 115,300円となります。

この税額は、普通徴収（本人納付）又は特別徴収（給与天引）によって納めていただきます。

普通徴収（6月、8月、10月、翌年1月の4回） 6月 31,300円 8月以降 28,000円

特別徴収（6月から翌年5月までの12回） 6月 9,700円 7月以降 9,600円

退職したときの市県民税は？

Q

私は、平成 26 年 8 月に会社を辞めました。市県民税は退職するまで給料から天引きされていましたが、ところが、先日、平成 26 年度の市県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか。

A

給与から市県民税が天引きされている人の場合は、平成 26 年度の年税額を平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月までの 12 回に分けて納めていただいています。あなたの場合、退職のため平成 26 年 9 月から平成 27 年 5 月までの分が給与から天引きできなくなりましたので、残りの分として納税通知書をお送りしました。

市外へ転出した場合の市県民税は？

Q

私は、平成 26 年 2 月にいわき市から A 市に引っ越しました。ところが、平成 26 年度の市県民税の納税通知書がいわき市から送られて来ました。現在住んでいる A 市に納税するのではないのでしょうか。

A

A 市に納税とはなりません。
個人の市県民税は、毎年 1 月 1 日現在に住んでいる市町村で、その年度分の市県民税が課税されます。したがって、あなたの場合 1 月 1 日にいわき市に住んでいたため、平成 26 年度の市県民税はいわき市に納めることになります。

転入した場合の市県民税の所得証明・課税証明は？

Q

私は、平成 26 年 3 月 1 日に B 市からいわき市へ転入しましたが、平成 26 年度の市県民税の所得証明書や課税証明書はいわき市でとることができますか。

A

いわき市でとることはできません。
平成 26 年度の市県民税の所得証明書や課税証明書は原則として 1 月 1 日にお住まいの市で発行されますので、あなたの場合は、B 市へ請求していただくことになります。

Q&A

ご質問にお答えします

妻のパート収入と税金との関係は？

Q

私の妻はパートで勤めに出ています。この場合、年収がどのくらいになると市県民税や所得税がかかるのですか。

A

奥様の税金は、パートの年間収入が 93 万円以下の場合、市県民税、所得税とも課税されません。

また、パートの年間収入が 103 万円以下ならば所得税は課税されません。

妻にパート収入があるとき

(夫の所得金額が 1,000 万円以下)

妻のパート収入	妻自身の税金		夫に適用される所得控除	
	市県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
93 万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
93 万円超～ 103 万円以下	かかる	かからない	受けられる	受けられない
103 万円超～ 141 万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141 万円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※妻に扶養者がいない場合

※配偶者控除および配偶者特別控除の詳細については 11 ページをご覧ください。

亡くなった方の平成 26 年度の市県民税は？

Q

私の父は平成 26 年 2 月に死亡しましたが、6 月に平成 26 年度の市県民税の納税通知書が送られて来ました。納めなければならないのですか。

A

納めなければなりません。

市県民税は、毎年 1 月 1 日現在、市内に住んでいる方に対し、前年中（前年の 1 月から 12 月まで）の所得に基づき、課税されます。

したがって、平成 26 年 1 月 1 日以降に死亡された方に対しても、平成 26 年度の市県民税は課税されますので、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

Q&A

ご質問にお答えします

所得がなくても申告が必要なの？

Q

先日、市役所から申告書が送られて来ましたが、昨年1年間は失業しており収入がありませんでした。それでも申告は必要でしょうか。

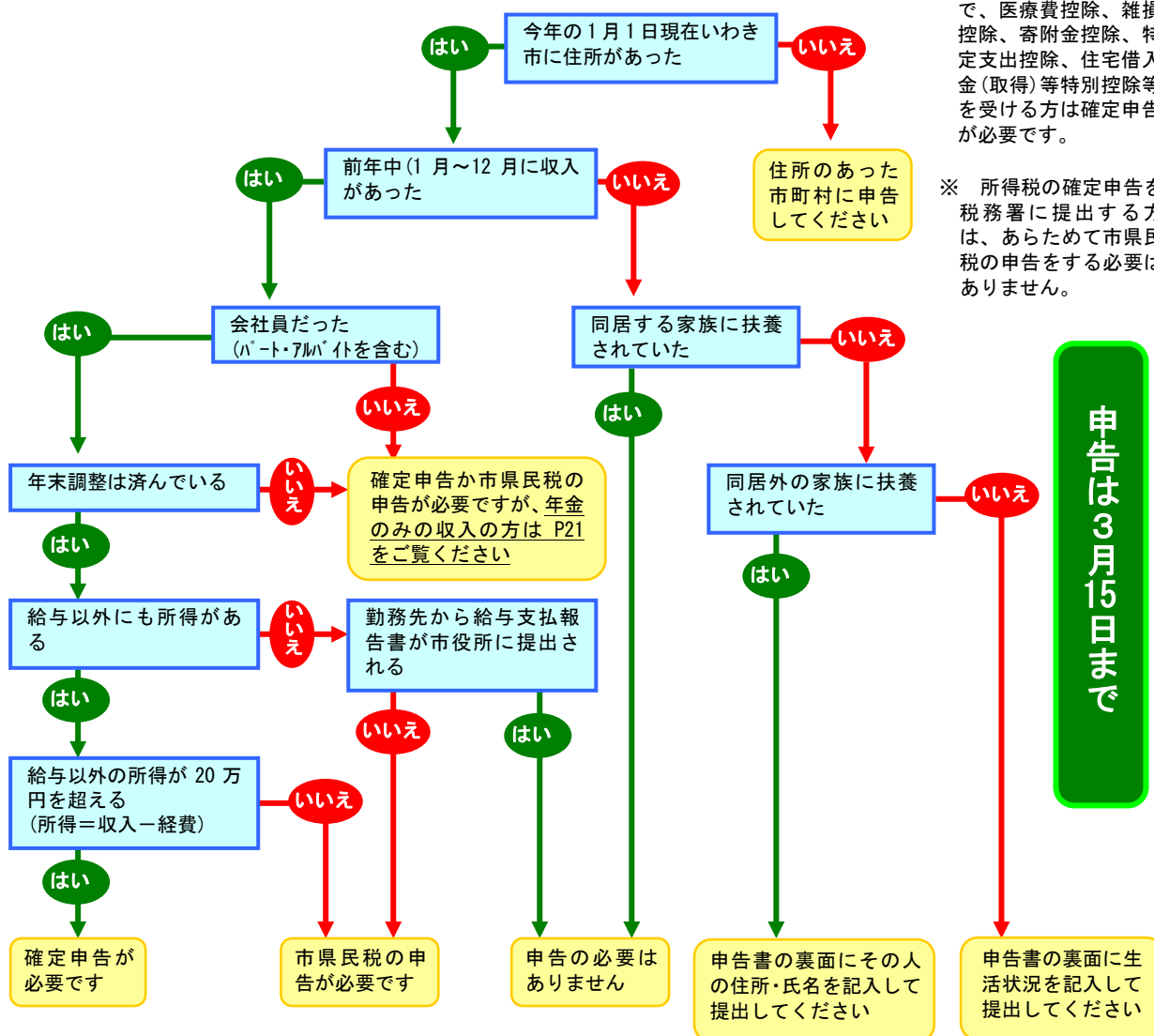
A

前年中収入がなかった場合でも、同居する家族に扶養されていた方以外は原則として個人市県民税の申告は必要になります。市県民税の申告書には、収入がなかった方に記入していただく欄があります。そちらにご記入のうえ提出してください。

なお、申告書の提出が期限後になりますと、所得証明書等の交付が遅れることがあります。

※ 給与所得のみの方で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除、特定支出控除、住宅借入金(取得)等特別控除等を受ける方は確定申告が必要です。

※ 所得税の確定申告を税務署に提出する方は、あらかじめ市県民税の申告をする必要はありません。



Q&A

ご質問にお答えします

公的年金を受けるようになったのですが？

Q

私は、昨年 65 歳になり公的年金を受けるようになりました。昨年中は収入が公的年金のみで 148 万円ありました。市県民税の申告は必要でしょうか。また、市県民税はかかるのでしょうか。

A

申告の必要はなく、市県民税もかかりません。

65 歳以上で公的年金収入が 148 万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

なお、64 歳以下で年金収入が 98 万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

ただし、公的年金を受給していても市県民税の申告が必要な場合があります。

例 1 公的年金以外に他の収入があった方

2 「公的年金等の源泉徴収票」の配偶者及び扶養親族の欄等に変更のある方

3 公的年金合計額が下の表の『市県民税』の欄の金額を超える方

※ 1～3 にあてはまる方や所得税が差し引かれている方等で、確定申告書を税務署に提出した場合は、あらためて市県民税の申告をする必要はありません。

(参考) 収入が公的年金のみの場合で市県民税・所得税がかからない方

納税者本人 事 例	64 歳以下		65 歳以上	
	市 県 民 税	所 得 税	市 県 民 税	所 得 税
本人のみの場合	均等割 980,000 円以下 所得割 1,050,000 円以下	1,080,999 円以下	均等割 1,480,000 円以下 所得割 1,550,000 円以下	1,580,999 円以下
妻がいる場合	均等割 1,470,667 円以下 所得割 1,860,001 円以下	1,514,666 円以下	均等割 1,928,000 円以下 所得割 2,220,000 円以下	1,960,999 円以下

(注) この表は、納税者が公的年金のみの収入の場合で、妻(69 歳以下)は、収入がなく、他の納税義務者の扶養家族になっていないものとして計算しています。

※平成 23 年分から、収入が年金のみで収入額が 400 万円以下の方は所得税の確定申告が不要となりましたが、控除を追加する場合、または年金以外の収入があり、かつその所得の合計額が 20 万円以下の場合は、市県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

（２）法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人と、人格のない社団などにかかる税で、個人市民税と同様に、均等の額を負担していただく均等割と、法人等の利益に応じて負担していただく法人税割とがあります。

◆法人市民税を納める主な法人（納税義務者）

納 税 義 務 者	納める税割	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮や保養所などのみをもつ法人	○	
公益法人等で収益事業を行わないもの	○	

◆税額の計算

$$\text{均等割額} + \text{法人税割額} = \text{法人市民税額}$$

①均等割額の計算

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \frac{\text{事業所等を有していた月数}}{12}$$

・均等割の税率は、法人の資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資 本 金 等 の 額	いわき市内の従業者数	税 率（年額）
50 億円を超える法人	50 人を超えるもの	3,000,000 円
	50 人以下のもの	410,000 円
10 億円を超え、50 億円以下である法人	50 人を超えるもの	1,750,000 円
	50 人以下のもの	410,000 円
1 億円を超え、10 億円以下である法人	50 人を超えるもの	400,000 円
	50 人以下のもの	160,000 円
1,000 万円を超え、1 億円以下である法人	50 人を超えるもの	150,000 円
	50 人以下のもの	130,000 円
1,000 万円以下の法人等	50 人を超えるもの	120,000 円
	50 人以下のもの	50,000 円
①公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	—	50,000 円

②法人税割額の計算

課税標準は国税の法人税を用いて計算し、複数の市町村に事業所がある場合は、従業者数によりあ
ん分します。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額（国税）} \times \frac{\text{市内の従業者数}}{\text{全従業者数}} \times \overset{\text{※1}}{\text{税率}} - \overset{\text{※2}}{\text{税額控除}}$$

※1 税率

資本金等の額	平成 26 年 9 月 30 日以前に 開始する事業年度の税率	平成 26 年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度の税率
1 億円未満の法人	13.7%	11.1%
1 億円以上の法人	14.7%	12.1%

税制改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度又は連結
事業年度の予定申告に係る法人税割額については、「前事業年度の法人税割額の
4.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）となります。

※2 税額控除

法人税から控除しきれなかった外国税額などを差し引きます。

◆申告と納付

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算して申告し、その税額を納付
します。（申告納付）

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割額（年税）の 2 分の 1 と、前事業年度の法人税割額の 2 分の 1 との合計額	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
	中間申告 仮決算による	均等割額（年税）の 2 分の 1 と、その事業年度開始の日以後 6 か月の期間を 1 事業年度とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額 ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	原則として事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内

・事業年度が 6 月以下の法人及び、前事業年度の法人税額を基礎とした法人税割額の中間納付額が 10 万円以下の法人については、中間申告をする必要はありません。

（上記の表の中間申告の納付税額は、事業年度を 12 月として計算しています）

・均等割のみが課税される公共法人の一部及び公益法人の一部は、毎年 4 月 30 日までに均等割額を申告納付します。

②固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただく市税です。

・固定資産の種類

土 地	田、畑、宅地、山林、原野、池沼、雑種地等
家 屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、車庫、物置等
償 却 資 産	事業用として使用している構築物、機械、船舶、器具・備品等

◆固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は、毎年1月1日（賦課期日）現在、いわき市に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土 地	・土地登記簿に所有者として登記されている人 ・土地補充課税台帳に所有者として登録されている人
家 屋	・建物登記簿に所有者として登録されている人 ・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人
償 却 資 産	・償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

◆税額の計算

固定資産税額は、次のような手順で税額が決定されます。

固定資産を評価し、その価格（評価額）を決定します。



評価額をもとに課税標準額を算定します。



課税標準額×税率（1.4/100）＝税額となります。

(1) 固定資産の評価・課税標準額の決定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格（評価額）をもとに課税標準額を算定します。

このようにして決定された評価額や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

■土地・家屋（据置措置）

原則として、基準年度（３年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（１月１日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第２年度および第３年度は、新たな評価を行わず、基準年度の価格そのまま据え置きします。（平成 26 年度は第３年度です）

※第２年度または第３年度において新たに評価を行う場合

- ・新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋
- ・土地の地目の変更、家屋の増改築などによって基準年度の価格による事が適当でない土地・家屋
- ・地価の下落により、価格を据え置くことが適当でない土地

●評価の方法

土 地	売買実例を基礎として、土地の現況に即して評価します。
家 屋	再建築価格（評価の対象となった家屋と同一のものを建築した場合に、必要とされる建築費）にその家屋の建築後の経過年数によって生じる損耗減価等を考慮して評価します。

●宅地の税負担の調整措置

従前は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じて、なだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成 9 年度以降については、「負担水準の均衡化」をより重視する見直しを行いました。

すなわち、宅地について、負担水準の高い土地は税負担の引き下げまたは据え置き、低い土地はなだらかに税負担を上昇することとして、負担水準のばらつきの幅を狭めるといった制度がとられ、平成 26 年度においてもこれら土地評価の均衡化、適正化を引き続き行うこととして、土地の課税に係る課税標準額の負担調整措置を行っております。

平成 26 年度の宅地の税負担の調整措置を図示すると 27 ページのようになります。

「負担水準」とは…

「個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの」で次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額（×住宅用地特例率）}}$$

※住宅用地特例率…小規模住宅用地、一般住宅用地については、新評価額に次の特例率を乗じます。

- ・小規模住宅用地…………… 1 / 6
- ・一般住宅用地…………… 1 / 3

（小規模住宅用地とは、住宅用地のうち住宅 1 戸につき 200 ㎡までを言い、小規模住宅用地以外を一般住宅用地と言います。）

土地の課税標準額は、次の方法により算出します。

●商業地等（事務所、店舗等の敷地及び駐車場等の宅地評価土地）

- ① 負担水準が 70%を上回る場合は、70%まで引下げます。
- ② 負担水準が 60%～70%の場合は、前年度の課税標準額に据置きとなります。
- ③ 負担水準が 60%未満の場合は、平成 26 年度評価額の 5%相当額ずつ課税標準額を上げます。

ただし、③により計算した課税標準額が

- ・平成 26 年度の評価額×60%を上回る場合は、60%とします。
- ・平成 26 年度の評価額×20%を下回る場合は、20%とします。

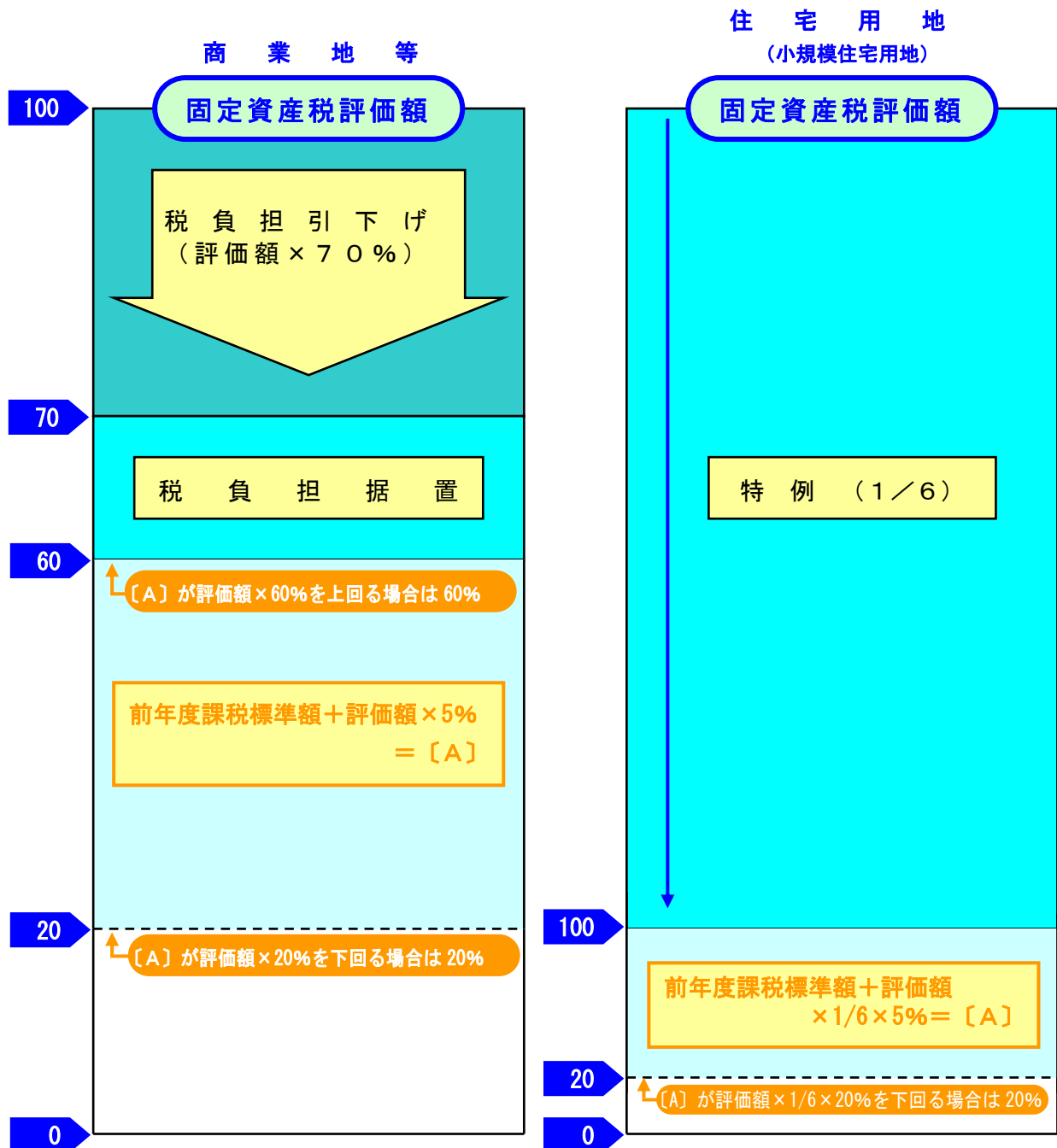
●住宅用地（住宅の敷地の用に供されている土地）

- ① 負担水準が 100%を上回る場合は、100%まで引下げます。
- ② 負担水準が 100%未満の場合は、平成 26 年度評価額に住宅用地の特例率を乗じた額の 5%相当額ずつ課税標準額を上げます。

ただし、②により計算した課税標準額が

- ・平成 26 年度の評価額に住宅用地の特例率を乗じた額×100%を上回る場合は、平成 26 年度評価額の 100%相当額とします。
- ・平成 26 年度の評価額に住宅用地の特例率を乗じた額×20%を下回る場合は、平成 26 年度評価額の 20%相当額とします。

宅地の税負担の調整措置



※「商業地等」とは、住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち、評価がその土地と状況が類似している宅地の評価額に比準して決定される土地（「宅地比準土地」といいます。）

■償却資産（申告制度）

償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。この申告に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮し毎年評価します。

(2) 縦覧制度

縦覧制度は、納税者が、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正であるかどうかを判断できるようにするための制度です。

具体的には次のとおりです。

区 分	内 容
縦 覧 で き る 者	・ 納税者（法人及び共有者を含む） ・ 納税者の同意を得た者 ・ 納税管理人
縦 覧 に 供 す る 帳 簿	・ 土地価格等縦覧帳簿 ・ 家屋価格等縦覧帳簿
縦 覧 場 所	本庁舎 2 階 資産税課、各支所内 税務担当窓口
縦 覧 期 間	4 月 1 日から第 1 期納期限まで（土・日曜日、祝日を除く）
縦 覧 手 数 料	無 料
価格についての不服がある場合の固定資産評価審査委員会への審査申出の期間	納税通知書の交付を受けた日後 60 日まで

◆土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税の課税対象となっている土地・家屋について、所在地番順に次の項目を記載し、一覧表示した帳簿です。なお、縦覧の主旨である土地・家屋の価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載しておりません。

区 分	内 容
土地価格等縦覧帳簿	所在、登記地目、現況地目、課税地積、評価額、都市計画区分、標準地番号
家屋価格等縦覧帳簿	所在、家屋番号、種類、構造、課税床面積、評価額

(3) 免税点

同一の人が、市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額について次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償 却 資 産	150 万円

◆納税の方法

毎年4月に、納税義務者に納税通知書を送付します。この納税通知書に記載された税額を、年4回の納期限までに納付します。

◆申告・届け出

次のような申告または届け出があります。(一部抜粋)

納税通知書等送付先変更届	・ 転出等により、住所が変更になるとき
家屋異動届	・ 家屋を取り壊したとき(取り壊した建物の登記は抹消されません) ・ 所有権を移転したとき(未登記分) ・ 所在地を変更したとき(未登記分)
住宅用地の申告書	・ 住宅を建てたとき ・ 住宅を取り壊したとき ・ 土地の用途を住宅用地以外に変更したとき
新築住宅等に係る 固定資産税減額申告書	・ 新築住宅を建てたとき(事務所、店舗などの非居住用の家屋は除く)
相続人代表者届	・ 本来の納税義務者が亡くなって、相続者の中で納税通知書等を受領する代表者を決めるとき

これらの用紙は、いわき市のホームページ (<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>) よりダウンロードするか、いわき市役所資産税課で直接お受け取りください。

※上記の申告・届出以外にも様々なケースがありますので、直接お問い合わせください。

電話 資産税課 土地係 0246 (22) 7430、7431
 家屋係 0246 (22) 7432、7433
 償却資産係 0246 (22) 7434

◆特例措置

■新築家屋に対する固定資産税の減額措置

新築した住宅で次の条件に該当するものは、新築後 3 年間（長期優良住宅は 5 年間）、居住部分 120 ㎡以下の部分の 2 分の 1 に相当する固定資産税が減額されます。

構 造	減 額 期 間 ※		床 面 積 要 件
	新築住宅	長期優良住宅	
一般の住宅及び 2 階建以下の耐火、準耐火住宅	3 年度分 (H26～28 年度)	5 年度分 (H26～30 年度)	専用住宅 50 ㎡以上 280 ㎡以下 一戸建以外の共同住宅 一区画辺りの床面積 40 ㎡以上 280 ㎡以下 併用住宅 居住部分の割合が 2 分の 1 以上で、床面積 50 ㎡以上 280 ㎡以下
3 階以上の中高層耐火住宅	5 年度分 (H26～30 年度)	7 年度分 (H26～32 年度)	

※()内の減額期間は、平成 25 年中に新築された住宅に対するものです。

■住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

居住用家屋の敷地となっている土地（住宅用地）については、次のとおり計算された額が課税標準額となります。

・面積が 200 ㎡以下の部分 （小規模住宅用地）の課税標準額	評価額の 1 / 6
・面積が 200 ㎡を超える部分 （一般住宅用地）の課税標準額	評価額の 1 / 3

※住宅用地として認められる面積は、住宅の床面積の 10 倍が限度です。

固定資産税の計算例

Eさんの土地及び家屋の場合

■土地（住宅の敷地）

面積 200 m²

平成 26 年度の価格 9,000,000 円

平成 25 年度の課税標準額 1,400,000 円 ……（ア）

■家屋

構 造 木造二階建（専用住宅）

建築時期 平成 25 年 8 月（建替え）

延べ床面積 150 m²

平成 26 年度の価格 12,000,000 円

土 地

Eさんの場合は、住宅の敷地すべてが小規模住宅用地に該当します。

- ・平成 26 年度分の課税標準額

まず、負担水準の割合を求めます。

負担水準は、前年度の課税標準額（ア）を本則課税標準額（負担調整前の本来の今年度課税標準額）で除した値であるため、平成 26 年度の本則課税標準額を求めます。

$$\begin{aligned}\text{本則課税標準額} &= \text{評価額} \times 1/6 \text{（小規模住宅用地の特例率）} \\ &= 9,000,000 \text{ 円} \times 1/6 = 1,500,000 \text{ 円} \cdots \text{（イ）}\end{aligned}$$

（ア）、（イ）より負担水準の率を求めます。

$$1,400,000 \text{ 円（ア）} \div 1,500,000 \text{ 円（イ）} = 0.93 = 93\%$$

負担水準が 100%未満なので、平成 25 年度の課税標準額に（イ）の額（本則課税標準額）の 5%を加え、平成 26 年度の課税標準額を算出します。

よって、平成 26 年度の課税標準額は、1,475,000 円（1,400,000 + (1,500,000 × 5%））となります。

- ・土地分の固定資産税

$$1,475,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 1.4/100 \text{（税率）} = 20,600 \text{ 円（A）}$$

家 屋

家屋については、新築住宅に対する減額措置が適用されます。

- ・床面積要件：50 m² ≤ 事例の家屋 150 m² ≤ 280 m²

減額される額は

$$\begin{aligned}&12,000,000 \text{ 円} \times 1.4/100 \times 120 \text{ m}^2/150 \text{ m}^2 \text{（減額部分）} \times 1/2 \text{（減額割合）} \\ &= 67,200 \text{ 円}\end{aligned}$$

- ・家屋分の固定資産税

$$\begin{aligned}&12,000,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 1.4/100 \text{（税率）} - 67,200 \text{ 円（減額分）} \\ &= 100,800 \text{ 円（B）}\end{aligned}$$

土地と家屋の算出税額

$$\text{（A）} + \text{（B）} = 121,400 \text{ 円}$$

平成 26 年度の土地と家屋の固定資産税 121,400 円（百円未満切り捨て）

家を新築した場合の固定資産税は？

Q

私は、平成 25 年 5 月にマイホームを新築しました。知人から「新築の時から数年間は、固定資産税が減額される」と聞きましたが、その内容を教えてください。

A

新築された住宅の床面積が、50 ㎡以上 280 ㎡以下のものについては、新たに課税される年度（あなたの場合は、平成 26 年度からです）から 3 年度分（長期優良住宅は 5 年度分）に限り、税額の 2 分の 1 に相当する額が減額されます。ただし、床面積が 120 ㎡を超えるものについては、減額対象となる床面積は、120 ㎡までです。

同じ宅地でも税額は違うの？

Q

私と友人は、隣あわせで平成 25 年 6 月にそれぞれ宅地（両方とも 180 ㎡）を購入し、友人は去年 10 月に家を新築し、私は今年建てる予定です。友人の土地の税額より私の方が数倍も高くなっていますが、どうして同じ土地なのに差があるのでしょうか。

A

一戸当たり 200 ㎡までの小規模住宅用地については、課税標準額は評価額の 6 分の 1 とする特例があります。この特例が受けられるのは賦課期日（1 月 1 日）に住宅が建てられている敷地に限ります。つまり、ご友人の土地はこの特例を受けられ、あなたの土地はまだ空地のため特例が受けられず税額に差が生じているのです。

住宅用地に対する課税基準の特例

区 分		固定資産税	都市計画税
200 ㎡以下の住宅用地		評価額 × 1 / 6	評価額 × 1 / 3
200 ㎡より大きい住宅用地	200 ㎡分	評価額 × 1 / 6	評価額 × 1 / 3
	200 ㎡分を超える	評価額 × 1 / 3	評価額 × 2 / 3
住宅の建っていない宅地		特例なし	特例なし

→詳しくは、30 ページをご覧ください。

Q&A

ご質問にお答えします

固定資産税が急に高くなったのですが？

Q

私は、平成 22 年 10 月に住宅を新築しましたが、平成 26 年度分から固定資産税が急に高くなっていますがなぜでしょうか。

A

この質問についての説明は 32 ページの「家を新築した場合の固定資産税は？」と同じになります。つまり、あなたの場合は、木造住宅であるので平成 23、24、25 年度分の税額は、減額措置を受けていたのですが、減額される期間が過ぎたため平成 26 年度からは本来の税額で課税されることになったのです。

売買した土地・家屋の固定資産税は？

Q

私は、土地と家屋を売りました。平成 25 年 12 月に売買契約をし平成 26 年 2 月には、所有権移転登記を済ませました。平成 26 年度の固定資産税は、誰に課税されますか。

A

平成 26 年度の固定資産税は、売主であるあなたに課税されます。

固定資産税は 1 月 1 日現在所有者として登記されている人に対して、その年度分を課税されることになっています。

したがって、年の途中で土地や建物を売買した場合でも、所有している期間に応じて月割課税されることはありません。

なお、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を売買契約上定めていたとしても、税法上の納税義務者に変更はなく、売主と買主の間の問題として処理されるべきものです。

土地・家屋に関する税金 I ～取得した場合～

国 税	消 費 税	家屋の購入をした場合（土地にはかかりません）
	登 記 免 許 税	土地・家屋の所有権移転登記、家屋の所有権保存登記をした場合
	相 続 税	土地・家屋などの相続をした場合
	贈 与 税	土地・家屋などの贈与を受けた場合
	印 紙 税	土地・家屋の売買や家屋の建築請負などで契約書を作成した場合
県税	不 動 産 取 得 税	土地・家屋などの取得をした場合
市税	特別土地保有税	5,000 m ² 以上の土地の取得した場合（平成 15 年度以降は新規課税停止）

Q&A

ご質問にお答えします

家屋の評価が年々下がらないのはなぜ？

Q

私は、20 年前に住宅を新築しました。その後の評価替えて評価額は下がると思うのですが、どうでしょうか？

A

家屋の評価額は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものを同一の場所に新築した場合に必要な建築費（再建築価格）に、家屋の建築後の経過による損耗を考慮した減価率を乗じて評価額を求めます。（評価額の見直しは3年ごとです。）

したがって、建築費の上昇率が減価率を下回る場合は評価額が下がりますが、逆に上回る場合は評価額が上がるのです。

しかし、評価額が上がる場合は税負担が重くならないよう、評価額を評価替え前の価格に据え置く措置をとっています。このようなことから、古い家屋の固定資産税が年々下がるとは限らないのです。

土地・家屋に関する税金Ⅱ ～保有している場合～

市 税	固定資産税	1月1日現在、土地・家屋を所有している場合
	都市計画税	1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している場合
	特別土地保有税	昭和44年1月1日以後取得した5,000㎡以上の土地を保有している場合（平成15年度以降は新規課税停止）
	事業所税	合計1,000㎡を超える事業所床面積を事業の用に供している場合

③軽自動車税

◆軽自動車税を納める人（納税義務者）

4月1日現在において、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車を所有している人

◆税額

軽自動車の税額は、車種や排気量によって異なっており、1台につき次の表のように決まっています。

・原動機付自転車及び二輪車等

車 種		税 額	
		平成 26 年度	平成 27 年度以降
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 ～ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 ～ 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミ ニ カ ー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	1,600 円	2,400 円
	そ の 他 の も の	4,700 円	5,900 円
軽 自 動 車	二 輪 (125cc 超～250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円
二 輪 の 小 型 自 動 車 (2 5 0 c c 超)		4,000 円	6,000 円

・四輪以上及び三輪の軽自動車

平成 26 年度以前に新規検査を受けた車両については「下表①」の税額となり、平成 27 年度以後に新規検査を受けた車両については「下表②」の税額となります。

なお、平成 28 年度以後の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在において、新規検査を受けてから 13 年を超える車両については「下表③」の税額となります。

車 種				税 額		
				①平成 27 年 3 月 31 日以前の新規検査	②平成 27 年 4 月 1 日以後の新規検査	③新規検査から 13 年超
軽自動車	三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

◆納税の方法

税額等を記載した納税通知書を、5 月上旬に納税義務者に送付します。これにより、5 月 31 日までに納付します。

◆減免について

身体又は精神に障がい有し歩行が困難な方が専有する軽自動車等については、1 人 1 台に限り、申請により軽自動車税が免除されます。

※ 自動車税（県税）の減免を申請した場合は該当しません。

※ 自動車取得税（県税）の減免申請とは別に、軽自動車税の減免を申請する必要がありますので、忘れないよう注意が必要です。

※ 減免の申請期間は、納期限前 7 日までとなり、毎年申告する必要があります。

Q&A

ご質問にお答えします

廃車をしても税金はかかるの？

Q

4月20日に軽自動車を買換えましたが、5月初めに送られてきた納税通知書には前の車のナンバーが書かれていました。前の車は廃車しているのに税金を納めなくてはならないのですか。また、新しい車の税金は納めなくてもよいのでしょうか。

A

軽自動車税は、その年の4月1日に軽自動車を所有している人にかかります。あなたの場合は、4月1日現在で前の車を所有していたので今年の軽自動車税は前の車でかかり、新しい車に税金はかかりません。

また、軽自動車税は自動車税（県税）と異なり、月割りで計算する課税制度がありません。たとえ1ヶ月しか登録がなくても、4月1日に所有していれば年額納めるようになります。

転出する場合の原動機付自転車の手続きは？

Q

私は来月に市外へ転出する予定ですが、転出先で現在所有している50ccのバイクを使いたいと思います。どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A

まず、いわき市で廃車の手続きをしてください。その際必要なものとして、ナンバープレート（車体からはずしてください）、標識交付証明書、あなたの印鑑をお持ちのうえ、市役所市民税課、または各支所税務担当窓口へお越しください。

廃車の手続きが済みますと廃車申告受付書をお渡ししますので、これをお持ちのうえ、転出先の市町村で登録の手続きをしてください。

軽自動車・バイクの手続きを行う場所（車種に応じて次のとおりです）

車 種	届 出 場 所
原動機付自転車（125cc以下のバイク・ミニカー）	市民税課市民税第三係、各支所 （税務事務所又は税務担当）
小型特殊自動車（農耕用・その他）	
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下のバイク）	福島県軽自動車協会いわき支所 ☎ 0246(72)0656
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会コールセンター いわき支所 ☎ 050-3816-1838
二輪の小型自動車（250cc超のバイク）	東北運輸局ヘルプデスクいわき自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2016

Q&A

ご質問にお答えします

バイクを譲り受けた時の手続きは？

Q

市外の友人から中古のバイク(50cc)を今年の10月に譲ってもらいました。どういった手続きが必要でしょうか。

A

名義の変更が必要になります。まず、前の所有者にナンバープレートの交付を受けた市町村に廃車届を出してもらいます。次にあなたの名前で申請書に押印し、譲り受けたことを証する書類を添えて市役所へ提出してください。

なお、前の所有者の住所・氏名が分かる標識交付証明書と印鑑、ナンバープレートがあれば、廃車届と名義変更の手続きを市役所で同時に行うことができます。

バイクが盗難にあったときは？

Q

バイクが盗難にあったのですが、どうしたらいいですか。

A

まず、警察署に盗難届を出してください。そして、印鑑を持って車種に応じた届出場所へナンバープレート紛失に関する届出をしてください。

手続きをされないと、盗難されたにもかかわらずいつまでもそのバイクに税金が課税されてしまいます。

自動車に関する税金

税 目		税 金 の 内 容
国 税	自 動 車 重 量 税	新車購入時及び継続車検時に納めます。
	消 費 税	購入者が負担し、事業者が納めます。
県 税	自 動 車 取 得 税	取得の際1回限り納めます。
	自 動 車 税	毎年その所有者が納めます。
市 税	軽 自 動 車 税	毎年その所有者が納めます。

④市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者、または卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課されます。

※たばこの小売価格には、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に負担しているのは消費者自身です。

◆市たばこ税を納める人（納税義務者）

市たばこ税の納税義務者は、たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）、および卸売販売業者です。

◆税額の計算

$$\text{売り渡し等に係る製造たばこの本数} \times \text{税率} \left[\frac{5,262}{1,000} \right]$$

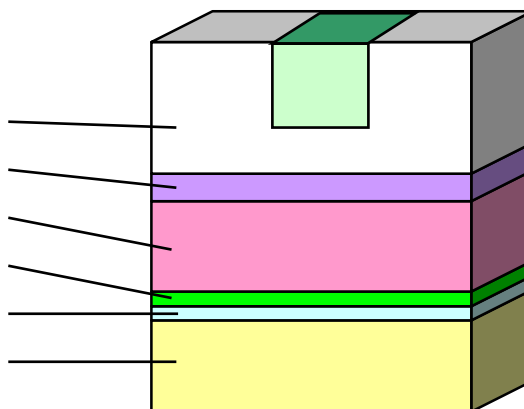
※旧 3 級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット（ボックスを除く）、パイオレット、ウルマ）の税率は $\left[\frac{2,495}{1,000} \right]$

◆納税の方法

前月分を毎月末日まで、上記納税義務者が申告、納付します。

※たばこ 1 箱（20 本入り、430 円）あたりの内訳は？

原材料費等	153.27 円
消費税（地方消費税を含む）	31.85 円
市たばこ税	105.24 円
県たばこ税	17.20 円
たばこ特別税（国税）	16.40 円
たばこ税（国税）	106.04 円



⑤鉱産税

◆鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱産税の納税義務者は、鉱物の採掘の事業を行う鉱業者です。

◆税額の計算

$$\text{鉱物の価格} \times \text{税率} \left[\frac{1}{100} \right]$$

※鉱物の価格が 200 万円までは、税率 $\left[\frac{0.7}{100} \right]$

◆納税の方法

前月分を毎月 10 日から末日まで、鉱業者が申告、納付します。

⑥特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と土地の有効利用の促進を図ることを目的とした税で、土地の所有に対してかかるもの（保有分）と、土地の取得に対してかかるもの（取得分）の2種類があります。なお、平成15年度以降は新たな課税を行いません。

⑦入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対して課されます。

◆入湯税を納める人（納税義務者）

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。

◆税額の計算

1人1日 150円

※一般の公衆浴場への入場者及び12歳未満の子供にはかかりません。また、主に日帰り客が利用する施設で、料金が3,000円以下の場合等は免除されます。

◆納税の方法

鉱泉浴場の経営者などが入湯客から特別徴収し、前月分を毎月15日までに申告、納付します。

⑧都市計画税

都市計画税は、道路、下水道などの建設、公園の整備などの都市計画事業に要する費用に充てるために設けられた税金です。

◆都市計画税を納める人（納税義務者）

都市計画税の納税義務者は、その年の1月1日（賦課期日）現在いわき市の市街化区域に土地、家屋を所有している人です。

◆土地の課税標準額の算出方法

固定資産税と同様の負担調整措置が講じられます。ただし、住宅用地に対する課税標準の特例措置は小規模住宅用地は価格の1/3、一般住宅用地は価格の2/3となります。

◆税額の計算

課税標準額 × 税率 $\left[\frac{0.3}{100} \right]$

◆免税点

固定資産税で免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

◆納税の方法

固定資産税の納税通知書と一緒に通知されますので、あわせて納付します。

⑨事業所税

事業所税は、人口 30 万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

事業所税は、事業所等において行う事業に対して課され、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業員の給与総額を対象とする「従業者割」によって構成されています。

区 分	事 業 所 税	
	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事務所又は事業所で行われている事業	
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の 算定期間	法人 事業年度 個人 原則として1月1日～12月31日	
税 率	事業所床面積 1㎡につき600円	従業者給与総額の 100分の0.25
免 税 点 (※1)	いわき市内の合計事業所床面積が 1,000㎡以下	いわき市内の合計従業者数が 100人以下
徴収の方法	申 告 納 付	
申告納付期限	法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年の3月15日	

※1 事業所税における免税点の制度は、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は、免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分(500㎡)のみだけでなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

⑩国民健康保険税

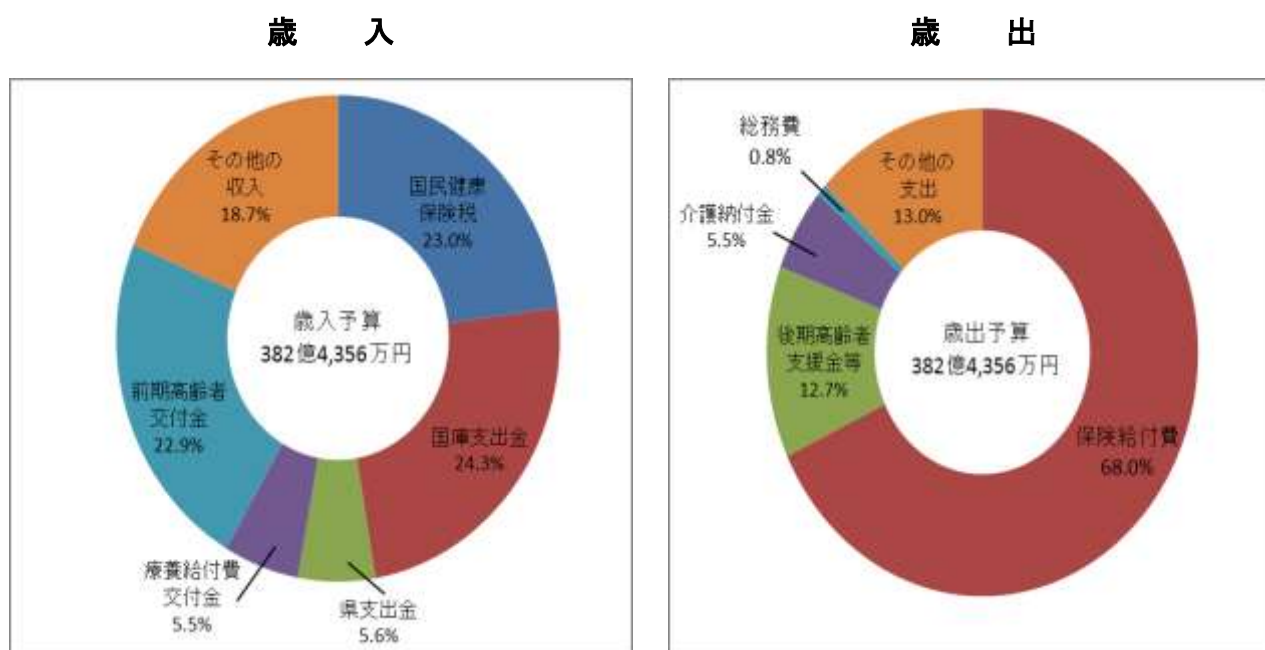
◆国民健康保険事業について

病気やケガは突然に私達をおそいます。このような病気やケガに備えることを目的として運営されているのが医療保険制度です。

国民健康保険（以下「国保」といいます）もその1つで、他の健康保険（全国健康保険協会の健康保険「協会けんぽ」や企業、共済組合などの管理する健康保険など）に加入している人以外の人を対象として、医療給付等を行っています。

この国保は、国からの負担金等と皆さんから納めていただく国民健康保険税（以下「国保税」といいます）によって運営されており、平成26年度国保事業会計当初予算は次のとおりです。

平成26年度 国保事業会計当初予算



◆後期高齢者医療制度と国民健康保険税

平成20年4月に後期高齢者医療制度が導入され、75歳以上の方はすべて後期高齢者医療制度へ移行することになりました。

それに伴い、国保税の算出方法が一部変更になりました。いままで基礎課税額として計算していた国保税を、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額に分けて計算します。後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療制度を支える目的で創設され、0歳から74歳までのすべての方が負担することになり、後期高齢者の医療費に充てられています。

平成20年度から被保険者の年齢により、国保税の計算は次のようになっています。

0歳～39歳……………基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額

40歳～64歳……………基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額＋介護納付金課税額

65歳～74歳……………基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額

◆税額の計算

国保税は基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額と年齢に応じて介護納付金課税額の合計額により算出します。

(1) 基礎課税額……………①～③の合計で年間 51 万円を限度として課税します。

区 分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 — 330,000 円（基礎控除額）	8.7%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき 21,400 円
③平等割額	一世帯	23,800 円

(2) 後期高齢者支援金等課税額……………①～③の合計で年間 16 万円を限度として課税します。

区 分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 — 330,000 円（基礎控除額）	2.9%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき 7,900 円
③平等割額	一世帯	5,800 円

(3) 介護納付金課税額……………①～③の合計で年間 14 万円を限度として課税します。

区 分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 — 330,000 円（基礎控除額）	2.5%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき 6,400 円
③平等割額	一世帯	6,300 円

◆国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主本人が国保の被保険者でない場合でも、同一世帯に被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。

◆滞納者にかかる措置

国保税は、国保を健全に運営していくための重要な財源です。そのため、国保税を納める能力がありながら納めない世帯については、税負担の公平を図るため、国民健康保険法に基づいた措置がとられることになります。

政令で定められた特別の事情がある場合を除き、国保税の納期限に当該保険税を納付せず、かつ次のいずれかに該当する世帯主に対して行うものです。

- ・納付相談、指導に一向に応じようとしない場合
- ・納付（分納）の約束をしながら、誠意をもって履行しない場合
- ・滞納処分を免れるため、財産を隠匿した場合

1 から 6 へと段階的な措置がとられることになります。

1. 督促手数料・延滞金が加算されたりする場合があります。
2. 通常の保険証より有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。
3. 納期限から 1 年経過すると保険証に代わり、「被保険者資格証明書」が交付されます。（このとき、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。）
4. 納期限から 1 年 6 ヶ月経過すると国保の給付の全部または一部が差し止められます。
5. さらに延滞が続くと国保の給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられます。
6. 財産の差押などの滞納処分を行う場合もあります。また、介護保険の給付も制限される場合があります。

ご存知ですか？

非自発的失業者（会社都合等による離職者）の方の軽減措置について

会社の倒産や解雇等により失業された方は、軽減措置の申請をすると、前年の給与所得を 30% として算定し、国保税が軽減される場合があります。

■対象者（次のすべてを満たす人が対象です。）

- ① 平成 21 年 3 月 31 日以降に失業した人
- ② 失業時点で 65 歳未満の人
- ③ 雇用保険受給者証に記載されている離職理由の番号が次のいずれかになっている方
「11、12、21、22、23、31、32、33、34」

■申請に必要なもの

- ① 保険証
- ② 雇用保険受給資格者証

ご存知ですか？

特別徴収（年金からの納付）について

国保に加入している世帯主が65歳から74歳までの世帯で、次の両方にあてはまる場合は、原則として特別徴収（年金からの納付）となります。

- ① 世帯内の国保に加入している全員が65歳から74歳であること
- ② 世帯主が受給している年金の年額が18万円以上であり、年金から納付される国保税額が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※ 特別徴収（年金からの納付）ではなくなる場合

- ① 口座振替への切替を申し出た場合
ただし国保税に滞納が無いことが条件となります。また申し出後、切替に半年程度かかりますのでご注意ください。
- ② 年度中に75歳の誕生日を迎える場合
- ③ 年度途中で国保税課税額に変更が生じた場合
別途、送付される更正決定通知書を確認してください。

Q&A

ご質問にお答えします

国保の課税の計算は？

Q

私は、今年の5月に社会保険を脱退し、今年の8月に国保への加入届出をしました。国保税はいつから課税になるのでしょうか。また、今年12月に再び社会保険に加入したとすれば、何ヶ月分の国保税を納税することになるのでしょうか。

A

健康保険は国民皆保険制度で、常に何らかの保険に加入していなければなりません。したがって、あなたの場合、国保税は届出した日からではなく、社会保険を脱退した5月までさかのぼって課税されます。

5月から8月までの間に保険証を持参できないため、医療機関等に医療費の全額（保険診療分）を支払っていた場合は、申請により自己負担分を除いた金額が支給されます。詳しくは国保年金課にお問い合わせください。

また、年度途中で国保を脱退したときは、脱退した月の前月までの国保税が月割りで課税されますので、12月に国民健康保険を脱退すれば5月から11月までの7ヶ月分の国保税を納税することになります。

国保に加入する場合は、社会保険喪失証明書及び顔写真付きの公的な本人確認書類を、脱退する場合は、新しい社会保険証とそれまで使用した国民健康保険証を持参し、本庁・各支所等の窓口で手続きをしてください。

なお、国保への加入届出が遅れますと、最大3年間さかのぼって国保税が課税される場合がありますので、必ず届出を行ってください。

第3章 市税の納付

① 市税の納め方

市税と国民健康保険税（以下、「市税等」という）を納めるには、銀行やゆうちょ銀行の預（貯）金口座から自動的に振り替えて納める方法（口座振替制度）、銀行やコンビニエンスストアなどの窓口で納める方法、納税貯蓄組合をとおして納める方法があります。

（１）口座振替制度

口座振替制度は、金融機関があなたにかわって預（貯）金口座から納期ごと（全期一括納付の場合は第1期の納期）に自動的に振り替えて納税する制度です。

■口座振替はこんなに便利です

- ・納期ごとにわざわざ金融機関などに納めに行く手間が省けます。
- ・忙しくて納めに行けない方、不在がちな方は納め忘れの心配がなくなります。
- ・一度申し込みをすれば、毎年自動的に継続されます。

■口座振替制度の概要

手 続 き	預貯金をしている金融機関等の窓口で申し込んでください。 ※申し込みをする際には、申し込まれる方の印鑑と市税の納税通知書、預金（貯金）通帳とその印鑑を必ずご持参ください。
取 扱 金 融 機 関	①市内にある金融機関等の全国店舗（市税を納める場所と同じです→P46）※あぶくま信用金庫については、いわき市内店舗のみとなります。 ②ゆうちょ銀行（郵便局）
振 替 開 始 時 期	① 金融機関で申し込んだ場合 →申し込んだ月の翌月下旬以後に到来する納期分から ② ゆうちょ銀行（郵便局）で申し込んだ場合 →申し込んだ月の翌々月下旬以後に到来する納期分から
振 替 日	各納期の納期限日（納期の末日）
領 収 書	第4期振替後、市税納付済通知書（年度分、国民健康保険税については年間分）が送付されます。 ※市県民税、固定資産税で全期一括振替の方、及び軽自動車税の振替をご利用の方は、振替後に送付されます。
そ の 他	※口座の残高不足等の理由により振替ができなかった場合には、再振替は行っておりませんので後日送付される口座振替不能通知書兼納付書で納めてください。

ご存知ですか？

いわき市では、昭和63年に「税の完納と振替納税推進都市」の宣言を行い市内の金融機関とタイアップし、その推進を図っています。

(2) 窓口で納める方法

◆市税を納める場所

市税等を納める場所は、次の金融機関窓口です。

銀 行	東邦銀行、七十七銀行、みずほ銀行、常陽銀行、秋田銀行、福島銀行、大東銀行
信 用 金 庫	ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫
労 働 金 庫	東北労働金庫
信 用 組 合	いわき信用組合、相双五城信用組合
農業協同組合	J Aいわき市、J Aいわき中部
福 島 県 漁 連	福島県信用漁業協同組合連合会の本店
ゆうちょ銀行	東北6県に所存するゆうちょ銀行及び郵便局

◆コンビニ納付の概要について

いわき市では、平成21年4月から、これまでのお取扱窓口（金融機関等や市役所）に加えて、市税等がコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアで納付できる納付書にはバーコードが付いており、納期限内であれば曜日や時間に関係無く、全国のコンビニエンスストアで納付することができます。

■納めることができる市税等

- ・市県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収分）

■利用できるコンビニエンスストア等は次のとおりです

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ココストア、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、エブリワン、
くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークル K、サンクス、スーパー（北海道）、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、ハートイン、ポプラ
その他：MMK 設置店

■次のような納付書はコンビニエンスストア等では納付できません

- ・納期限が過ぎたもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・バーコードが印字されていても、破損、汚損など、何らかの理由により、コンビニエンスストア各店舗のスキナーで読み取りができないもの

(3) 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、市税等を納期限内に計画的に納めることを目的として、地域や職場の方などが協力して組織する任意団体です。

平成 26 年 3 月末現在、いわき市には 555 組合があり 8,549 人の方々が加入されています。

■納税貯蓄組合の設立と加入

市税等を納める人が、地域や職場で原則として 10 人以上集まれば設立することができます。組合をつくる時は、役員や規約を定めて市に届出をすることが必要です。

また、組合への加入脱退は自由です。組合長に申し出てください。なお、新規加入の場合は、同意書の提出が必要となります。詳しくは、本庁もしくは各支所（税務事務所又は税務担当）までお尋ねください。

■納税貯蓄組合に対して交付する奨励金等

対 象 税 目	交 付 内 容
個人市民税（普通徴収）	1. 組合設立奨励金 (1) 新規に組合を設立した時………2,000 円＋組合員数×100 円 (2) 既設組合が合併した時………組合員数×100 円
固定資産税（都市計画税含む）	2. 組合事務費 (1) 基本額 ア 納期内納付率 90%以上の組合………15,000 円 イ 納期内納付率 90%未満の場合……… 5,000 円 (ただし、組合員の数が 10 人未満の組合については、上記にかかわらず、5,000 円とします。)
軽自動車税	(2) 組合員割額………組合員数×500 円 (3) 納付書割額………納期内に納付した納付書の枚数×100 円 (全期納付用納付書については、当該納付書を期別納付用納付書とみなします。また、口座振替納付分は交付の対象から除きます。)
国民健康保険税（普通徴収）	

■優良納税貯蓄組合・組合長の表彰

納税成績など優れた功績のあった組合及び組合長を表彰します。

納税組合は10人から設立できます

② 納期

市税等の納期は次の表のとおりになっています。

納期月	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)
4 月		第 1 期		
5 月			全期	
6 月	第 1 期			
7 月		第 2 期		第 1 期
8 月	第 2 期			
9 月				第 2 期
10 月	第 3 期			第 3 期
11 月				
12 月		第 3 期		第 4 期
1 月	第 4 期			
2 月		第 4 期		第 5 期
3 月				

●納期限日

納期限日は納期月の末日（12 月は 25 日）となっています。ただし、納期月の末日（12 月は 25 日）が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が納期限日となります。

③納税の猶予と減免

◆納税の猶予

納税者が、次の理由で市税等を納期限内に納めることが困難な場合に、申請に基づいて原則として1年以内の期限に限り徴収を猶予される制度です。

- ・納税者または特別徴収義務者の財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受けたり、盗難にあった場合
- ・納税者、特別徴収義務者又はこれらのものと生計を一にする親族が病気にかかったり負傷した場合
- ・納税者または特別徴収義務者がその事業を廃止または休止した場合
- ・納税者または特別徴収義務者がその事業につき著しく損失を受けた場合
- ・以上の一つに該当する事実と類する事実があった場合

◆市税等の減免

納税者が、不幸にして災害にあつたり、生活保護を受けるなどの特別な事情により市税等を納めることが困難な場合は、申請に基づき納期末到来の分について市税等の全額又は一部が減免される制度です。

税 目	主 要 事 項	問い合わせ先
市 民 税	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・民法第34条の公益法人（地縁による団体等を含む）、及び特別非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの ・天災その他特別な事情がある者	財政部市民税課 市民税 第一、二、三係
固 定 資 産 税	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） ・天災その他特別な事情がある者	財政部資産税課 土 地 係 家 屋 係 償却資産係
軽 自 動 車 税	・身体障がい者等が使用する軽自動車	財政部市民税課 市民税第三係
国民健康保険税	・災害により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他特別の理由があると市長が認める者	市民協働部 国保年金課 国保税係

※問い合わせ先の電話番号については、55 ページを参照してください。

④自主納税と滞納処分

◆自主納税

市税等は、決められた期日（納期限）までに自ら納めることになっています。これを自主納税と言い、納税の原則となっています。いわき市では様々な広報活動を通じて、自主納税の推進を行っています。

◆市税の滞納

市税等の納期限が過ぎますと、督促状や催告書が送られます。この場合には、本来納める税額のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めなければなりません。

- ・督促手数料：100 円

納期限後、督促状が発送された場合にかかります。

- ・延滞金の計算

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その納めるべき税額に次の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金がかかります。

＜納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間＞

年 7.3%の利率（ただし、平成 12 年 1 月 1 日からの期間については、次の利率）

平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日まで……	年 4.5%
平成 14 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで……	年 4.1%
平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで……	年 4.4%
平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで……	年 4.7%
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで……	年 4.5%
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで……	年 4.3%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで……	年 2.9%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで……	年 2.8%

＜納期限の翌日から 1 月を経過する日後の期間＞

年 14.6%の利率

（ただし、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの期間は年 9.2%の利率、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの期間は年 9.1%の利率）

◆滞納処分

市税等を滞納したままですと、納期限までに納められた方との公平を保つため、滞納している方の財産（不動産、自動車、動産や電話加入権、給与・預貯金・生命保険・売掛金などの債権）を差押えることになります。

また、差押えしてもなお滞納が続く場合は、大切な市税を確保するために差押財産を公売（差押財産が債権の場合は、債権の取り立て）するなどの滞納処分を行います。

◆納期内納付について

このように市税等の滞納は、納税者にとって不利益になるだけでなく、いわき市も滞納整理のために多額の費用が必要となります。この費用は、納税者の貴重な税金から支出されることになり、市民の皆さんにとっても大変重要なものであり、また不可欠なものですので、納期内に市税を納めることを心がけましょう。

⑤異議申し立て

市税等の賦課決定、滞納処分などについて不服のある人は、市長に対し異議申し立てをすることができます。処分に対する異議申立ての期間又は期限は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間 又 は 期 限
市 税 の 賦 課 決 定	納税通知書を受け取った翌日から起算して 60 日以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内又は差押えに係る決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して 30 日を経過した日のいずれか早い日
不動産・電話加入権等の差押え	差押えのあったことを知った日（差押調書もしくは差押通知書を受け取った日）の翌日から起算して 60 日以内

※固定資産の評価に対する不服申立てについては、28 ページをご覧ください。

Q&A

ご質問にお答えします

納税組合に入っているのに納付書が届いたのですが？

Q

私は、数年前から納税組合に加入して固定資産税・都市計画税を納めています。市県民税は、会社で給料から天引きして納めていましたが、昨年会社を退職したので、平成 26 年度からは自分で納めることになりました。納税組合に加入しているのですから、市県民税も納税組合で納めるものと思っていたのですが、6 月に直接自宅へ納付書が届きました。どうしてなのでしょう。

A

現在、納税組合への加入は、**税目を指定して**手続きすることになっています。そのため、ある税目が加入されていたとしても、新たに課税された税目が加入していなければ、その分の納付書は組合でなく、個人のお手元へ直接送られることになります。

あなたの場合は、固定資産税・都市計画税は納税組合に加入されていますが、市県民税は加入の手続きをされていなかったなのでその分の納付書が自宅へ届いたのです。

納税組合で納めていたのに、家を相続したら納付書が届いたのですが？

Q

去年までは、私たちは住んでいる家は父の名義でしたので、父が納税組合に加入して固定資産税を納めていました。

しかし、その父が平成 25 年 7 月に亡くなり土地と家を相続したところ、平成 26 年度の固定資産税の納付書が納税組合ではなく、直接私の自宅へ、私の名義と共有名義の納付書が 2 通届きました。私たちの家の固定資産税は、納税組合を通して納めるはずではないのでしょうか。

A

納税組合へは、**納税義務者ごとに、税目を指定して**加入することになっています。そのため、あなたのお父さんが固定資産税で納税組合に加入していたとしても、あなたが固定資産税の加入をしていなければ、相続した家の固定資産税の納付書は、納税組合ではなくあなたへ送付されるのです。

新たに課税された税目での手続きをしておらず、納付書が直接自宅へ届いた後でも加入の手続きはできますので、お早めに組合長さんへ連絡し、固定資産税の組合加入の手続き（異動届）をしてください。

また、個人名義と共有名義の納付書が 2 通届いているとのことですが、個人名義と共有名義は別の納税義務者となりますので、それぞれ手続きが必要となります。

なお、納税組合に**新規加入される方は、同意書**が必要となります。

Q&A

ご質問にお答えします

納税組合加入は電話で連絡すればいいの？

Q

私は納税組合長をしているのですが、最近隣に越してきたCさんが私たちの納税組合へ加入することになりました。

市役所へは電話連絡でもいいですか？

A

納税組合への加入・脱退には、「納税貯蓄組合員・役員異動届」を提出していただかなければなりません。

これは、「納税」というお金の受け渡しに関わる重大な事であるため、電話連絡のような「形」に残らない方法による手続きでは、後でトラブルが起きる原因となるからです。

そのため、組合長さんへはお手数ですが、前述の“異動届”に記入し市役所へ提出してください。

なお、提出は、郵便でも結構ですし、市役所（本庁）の他、お近くの支所・サービスセンターへ持参されても構いません。

口座振替の開始時期はいつからになりますか？

Q

4月上旬に、平成26年度の固定資産税の納税通知書が届いたので、今日（4月25日）、市内の金融機関で口座振替を申し込みました。第1期分の振替（4月30日）には間に合いますか。

A

口座振替の開始時期は、金融機関で申し込んだ日の翌月下旬（ゆうちょ銀行は翌々月下旬）以後に到来する納期分からです。（詳しくはP45をご覧ください）

あなたが申し込んだのは4月ですから、固定資産税の第1期分の振替（4月30日）には間に合いません。第2期分からの振替になります。第1期分については、納税通知書により金融機関等の窓口で納付してください。

金融機関や市役所での口座振替の登録等が終了すると、「口座振替開始のお知らせ」がお手元に届きますので、申し込み内容や振替開始の時期を確認してください。

なお、振替開始の時期等について不明な場合は、お申し込みの金融機関または税務課へお問い合わせください。

口座振替の金融機関を変更したいのですが？

Q

私は現在、固定資産税・都市計画税をA銀行の預金口座から振替していますが、B銀行の口座から振替えるよう変更したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A

振替に利用する金融機関を変更する場合は、新たに利用される金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしていただきます。

あなたの場合は、B銀行で申し込みをしていただければ結構で、それまで利用されていたA銀行への廃止の手続きをする必要はありません。

なお、新しい金融機関で振替えられるのは、申し込まれた月の翌月（ゆうちょ銀行は翌々月）以降からです。納期に入ってから変更の申込みをしても、その納期分は変更前の金融機関から振替えられますのでご注意ください。

この場合も「口座振替開始のお知らせ」が送付されますので、内容の確認をしてください。

Q&A

ご質問にお答えします

誤って二重に納めてしまったのですが？

Q

年度途中で口座振替を申し込んだことを忘れて、納付書でも納めてしまい二重に納税してしまいました。お金を返してもらうのに手続きは必要ですか。

A

二重納付の場合は、手続きをしなくてもお金をお返しします。(還付)
還付金の受け取りについては、還付される市税の納付方法や納税義務者の住所（住所が市内か市外か）によってその方法が異なりますので、下の表をご覧ください。また、課税額の減額更正（税額が減ること）や課税の取り消しなどによる還付も同様の方法でお返しします。

ただし、他の税金に滞納がある場合には、還付金は滞納になっている税金に充当されます。

※納め方による還付方法の種類

区 分		内 容
納付書で納付されている方	市 内 に お住まいの方	還付通知書といっしょに、過誤納還付金領収証書を送付しますので、市内にある東邦銀行各支店・出張所でお受け取りください。
	市 外 に お住まいの方	還付通知書とともに、口座振込み依頼用のはがきを送付しますので、ご希望の金融機関名を記入のうえ返送してください。 後日振込いたします。
金融機関からの口座振替で納付されている方		振り替えた口座へ自動的に振り込みます。

第4章 市税の窓口

①市税のお問い合わせ

市には、税に関する課がいくつかありますが、大きく分けると課税を担当する課（市民税課・資産税課・国保年金課）と納税を担当する課（本庁税務課・各税務事務所）になります。

下の表を参考にして、税額の計算やその内訳については課税を担当する課へ、納付や還付等については本庁税務課・各税務事務所などへお問い合わせください。

	お 問 い 合 わ せ 内 容	課 名	係 名	電話番号	場所
課税に関する こと	個人の市県民税	市民税課	市民税第一係	(22) 7426	本 庁
			市民税第二係	(22) 7427	
	法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税 原動機付自転車等の登録及び標識の交付		市民税第三係	(22) 7428	
	土地に係る固定資産税・都市計画税、特別土地保有税	資産税課	土 地 係	(22) 7430 (22) 7431	
	家屋に係る固定資産税・都市計画税		家 屋 係	(22) 7432 (22) 7433	
	償却資産に係る固定資産税、事業所税		償 却 資 産 係	(22) 7434	
	国民健康保険税	国保年金課	国 保 税 係	(22) 7429	
納税に関する こと	口座振替、納税貯蓄組合、市税の過誤納金還付	税 務 課	税 制 係	(22) 7422	各 支 所 内
	平地区・小川地区・川前地区の納税相談		収 納 係	(22) 7423	
	市外在住の方、法人市民税等の納税相談		徴 収 企 画 係	(22) 7424	
	小名浜地区の方の納税相談	小 名 浜 税 務 事 務 所		(54) 2111	
	勿来地区・田人地区の方の納税相談	勿 来 税 務 事 務 所		(63) 2111	
	常磐地区・遠野地区の方の納税相談	常 磐 税 務 事 務 所		(43) 2111	
	内郷地区・好間地区・三和地区の方の納税相談	内 郷 税 務 事 務 所		(26) 2111	
各 地 区 の 窓 口	・ 納税貯蓄組合、市税過誤納金還付 ・ 原動機付自転車等の登録及び標識の交付 ・ 税務事務に係る各種申請書類の受付	四 倉 税 務 事 務 所		(32) 2113	
		小 名 浜 税 務 事 務 所		(54) 2111	
		勿 来 税 務 事 務 所		(63) 2111	
		常 磐 税 務 事 務 所		(43) 2111	
		内 郷 税 務 事 務 所		(26) 2111	
		四 倉 税 務 事 務 所		(32) 2113	
		遠 野 支 所 市 民 福 祉 係		(89) 2111	
		小 川 支 所 市 民 係		(83) 1111	
		好 間 支 所 市 民 福 祉 係		(36) 2221	
		三 和 支 所 市 民 福 祉 係		(86) 2111	
		田 人 支 所 市 民 福 祉 係		(69) 2111	
		川 前 支 所 市 民 福 祉 係		(84) 2111	
		久之浜・大久支所市民福祉係		(82) 2111	

②証明および閲覧

申請、発行については、お近くの本庁、各支所（税務事務所、または税務担当）、またはサービスセンターで受け付けます

区 分	証 明 の 種 類	証明手数料	備 考
納税に関する証明	納税証明	1 件 250 円	1 年度、1 税目につき 1 件
	継続検査用の軽自動車納税証明	無 料	
課税に関する証明 (所得に係るもの)	課税証明	1 件 250 円	1 年度につき 1 件
	所得額証明		
	所得額課税額証明		
	非課税証明		
	扶養証明		
土地、家屋、償却 資産に関する証明	資産証明	1 件 250 円	土地は 3 筆までを 1 件とし、1 筆増すごとに 50 円加算。家屋は 1 棟を 250 円とし、1 棟増すごとに 50 円加算。(家屋番号が同一のときは 1 棟、未登記のときはそれぞれ 1 棟とみなす。)
	課税額証明	1 件 250 円	評価部分、固定資産税・都市計画税部分については、それぞれ資産証明と同様に計算する。(空欄は件数、料金に含めない。)
	償却資産種類別合計	1 枚 1 件 250 円	
	土地家屋名寄帳の写		
	無資産証明		
	固定資産評価証明書	無 料	※法務局の登記官の押印が必要
公 簿 の 閲 覧	固定資産課税台帳の閲覧	1 件 250 円	※地籍図の閲覧は本庁資産税課でのみ受付
	地籍図の閲覧		
そ の 他 の 証 明	営業証明	1 件 250 円	
	所在地証明		

※各証明書を請求される方は、必ず身分証明書をお持ちください。

※本人以外の方が請求する場合には、営業証明、所在地証明等を除き、本人の委任状が必要です。

委任状の記載方法については、いわき市のホームページから、「くらしの情報」→届出・証明「税証明」→「納税証明書の申請について」→「委任状について」を参照してください。

ご存知ですか？

いわき市では、市民の方に市税に対する理解をより深めていただくため、昭和 63 年度に、税務課、市民税課、資産税課、国保年金課の職員で構成される「税 P R プロジェクトチーム」が結成されました。

ラジオ放送や納税カレンダーなど多様な広報活動を展開しています。

むずかしい印象の「税」について、できるだけやさしく、わかりやすく紹介できるようがんばっていきます。市税に対するご意見、ご要望などがあれば、P55 をご覧いただき担当課までお気軽にお寄せください。

③ その他窓口のご案内（場所：市役所 1 階 ふるさと再生課）

■ 無料相談

税 務 相 談	第 1 ～ 4	木曜日	午前 10 時	～ 午後 3 時
登 記 相 談	第 2	火曜日	午前 9 時	～ 正午
法 律 相 談 ※	第 2 ・ 3 ・ 4	水曜日	午後 2 時	～ 午後 4 時 30 分
行 政 相 談	第 2	金曜日	午前 10 時	～ 午後 3 時
行 政 手 続 相 談	第 1 ・ 4	火曜日	午前 10 時	～ 午後 3 時
労 働 相 談	第 3	火曜日	午前 10 時	～ 午後 3 時
市 民 相 談	毎週 月 ～	金曜日	午前 8 時 30 分	～ 午後 5 時 15 分

※法律相談は、予約制になっておりますので、ふるさと再生課（☎22-7438）にご連絡ください。

第5章 国税・県税

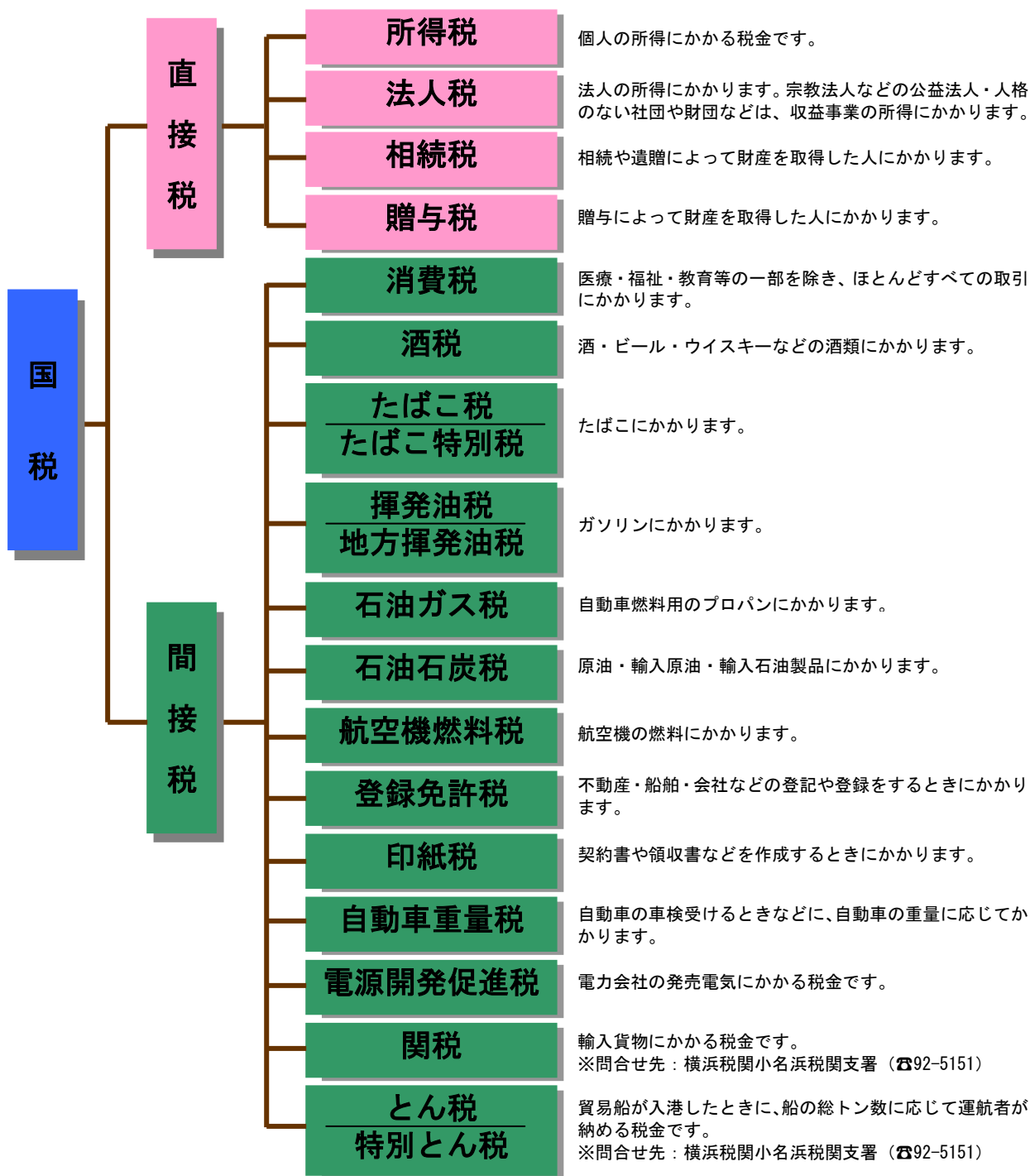
①国税の種類

直接税

……………税金を納める人と実際に負担する人が同じ税金をいいます。

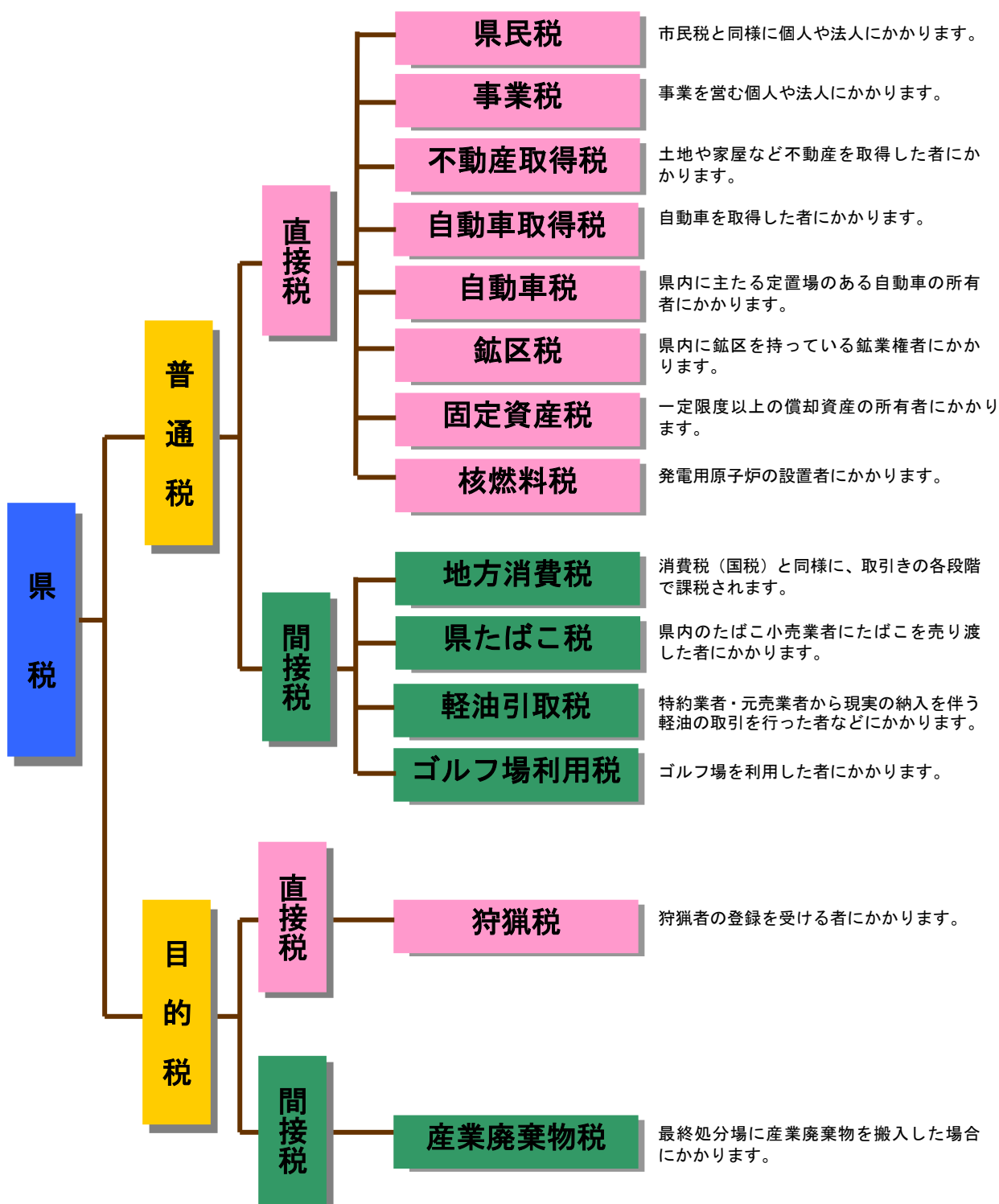
間接税

……………税金を負担する人が直接に納めるのではなく、負担する人以外の人の手を経て納める税金をいいます。



■国税（関税・とん税・特別とん税を除く）についてのお問い合わせは
いわき税務署 〒970-8611 いわき市平字菱川町 6-3
☎ (0246) 23-2141

②県税の種類



■県税についてのお問い合わせは

いわき地方振興局県税部

〒970-8611 いわき市平字梅本 15

☎ (0246) 24-6024

※普通税・目的税の説明はP 4をご覧ください。

平成27年1月
いわき市税務会議 税PRプロジェクトチーム